

平成20年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年12月15日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月15日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	黒川勝好	前波地域及び県道蟹江飛島線の道路整備を急げ……………	35
2	高阪康彦	①横江町長に続投を要請する……………	42
		②サービス機関の最たるもの。それは役場、土曜開庁は考 えられないか……………	45
3	山田乙三	①進まぬ「町界町名設定推進事業」を質す……………	51
		②杞憂であれ「新型インフル対策」を問う……………	56
4	中村英子	突然、解雇された人たちへの生活支援策は……………	63
5	伊藤俊一	中瀬台団地と西之森の境・中瀬2号水路を浚渫せよ……………	74
6	林英子	①第4期介護保険事業計画策定にあたって……………	78
		②総合福祉センターの充実を……………	89
7	伊藤正昇	①町税及び国民健康保険税の収納率アップに努力せよ……………	93
		②蟹江町の排水機場の新設及び増設、維持管理について…	101
8	小原喜一郎	①保育所の民営化はやめるべきだ……………	106
		②国に「定額給付金は白紙撤回せよ」と求めよ……………	112

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィより本日及び明日の撮影放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問される議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

また、答弁をされる皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許可をいたします。

質問1番 黒川勝好君の「前波地域及び県道蟹江飛島線の道路整備を急げ」を許可をいたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○9番 黒川勝好君

おはようございます。

9番 黒川勝好でございます。

通告に従いまして、「前波地域及び県道蟹江飛島線の道路整備を急げ」を質問をいたします。

まず、前波地域というところではありますが、通称鹿島と言われるところではありますが、県道蟹江・飛島線より南、蟹江川、佐屋川に挟まれた田園風景の残る大変のどかな地域であります。南北に3本、東西に7本、碁盤の目のように道路が走っております。昨年蟹江川に架かる二ツ矢橋という橋が架け替えられました。

以前は木造の橋で、普通車1台がかろうじて通れるような狭い橋でありましたが、現在は歩道もしっかり確保されまして、車2台ゆうにすれかわることができる立派な橋となりました。木造のころは、二ツ矢橋からは西へ県道鳥ヶ池新田・名古屋線には直接進入することができませんでした。しかし、新しくつくりかえられた橋からは直接この県道に進入すること

ができるようになりました。

この前波地域の車の通行量、そして通行形態も以前とは随分変化をしてきたのも事実でございます。

本来ならばこの二ツ矢橋が新しく完成することで、東へは県道下一色・港南陽線に、西へは県道鳥ヶ池新田・名古屋線とが一つになり、最終的には佐屋川に橋を架け、西尾張中央道までを一本にする計画があったように聞いておりますが、この計画は現在どのようになっているのか、まず1問目の質問であります。よろしく願いいたします。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、ご質問でございます。

前波地区と申しますのは、蟹江町の土地改良区の第5工区で土地改良事業が行われておった地域でございます。昭和47年に事業が始まりまして、51年1月に換地処分を終えた地区でございます。

ご指摘をいただきました鳥ヶ池新田・名古屋線でございますが、ここの地区のほぼ真ん中を東西に横断しております県道で、当時地区の西のほうで建設が予定されておりました西尾張中央道の用地の確保とともに、地権者のご理解を得ながら土地改良事業の中でこの鳥ヶ池新田・名古屋線の用地も確保されたということでございます。佐屋川に橋を架けて前波地区と西尾張中央道をつなぐというのが、こういった背景の中で佐屋川西の方が佐屋川中央道を越えて、耕作地である前波地区へ行き来をしていただくのに利便が図れるということ、そういった発想の中で素案的に考えられた計画であったと聞いております。

しかし、その後の周辺状況の変化などから、現在におきましては橋の建設は工法的にも非常に難しいということもございまして、計画そのものはなくなっているという状況でございます。

○9番 黒川勝好君

それでは、今ちょっと質問の中で足りなかったところ、東側の舟入側の拡幅はどういう計画になっておりますか。というのは、二ツ矢橋をおりていく東側の前の愛知タオルさんがあった前の道ですけれども、あそこはそのままの状態でも今後も拡幅はないということですか。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

二ツ矢橋から東のほうでございますが、名古屋市までさほど距離がございません。名古屋市のほうにつきましては既に整備がされておまして、蟹江町の町内、距離にして150から200メートルぐらいだと思いますが、そこはまだ未整備の状態であります。計画としては二ツ矢橋から真っすぐに延ばすという計画がございまして、議員も現地のほうはご存じだと思いますけれども、民家が張りついておまして、現状では少しカーブをした状態で東のほうに出ておりますけれども、整備につきましては物件移転ですとかいろいろな問題が出てまいりますので、計画そのものはないというふうには聞いておりませんが、現状からいきますと

まだそのあたりの物件移転を含め整備をしていくというのは非常に困難であろうと思っております。

もちろん、路線が変わりますので位置が変わりますので、当然整備をしていく中では用地買収も必要になってくると思います。それに合わせた物件移転も必要になると思います。

○9番 黒川勝好君

その件に関しましては、また後から質問させていただきますが、来年の9月には今の前波地区であります、南の南緑地の三角地帯になりますけれども、そこに新しく給食センターが開設をされると思います。住所といたしましては、蟹江新田下西野12番地8というところになると思いますが、蟹江町内の保育所、小中学校の給食すべてがこの新しい給食センターから配送されることになります。

当然この給食センターがつくられることによりまして、必要な食材やその他関係する物品はこの前波の道路を通過して搬入をされてくると思います。当然ながら、南側の進入路もごさいます、北側の進入路を使えばこの前波地区を通ることになります。この前波地区の東のほうからいいますと、前波4号線、そして中央には鹿島線、そして西側になりますが前波3号線と、この3本の道路が走っておると思いますが、特に中央の鹿島線ですけれども、これが一番利用度が多くなると思います。この道路はとりあえず道路敷が6メートルとなっておりますわけですけれども、測ってみますと、これはのりも含めた長さになると思いますが、実測で私が測ってみますと4メートル50ほどしかないと思います。また大変路肩も弱くなっており危険な道路状態になっておりますけれども、これから給食センターが来年の9月に供用開始となっておりますが、この道路整備につきましては、今後どのように整備をされるおつもりか、お聞かせを願います。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

鹿島線の整備についてのお尋ねでございます。

議員が申されましたように、道路の敷き幅で6から6.5、両側が田んぼになっておりますので実際の車が通行できる幅が4.5メートルということで、車のすれ違いそのものが非常に難しい状況ではございます。ただこの路線はそういった状況にありながら、逆に西尾張中央道の新蟹江小学校東の交差点から河合小橋のほうに抜ける抜け道といえますか、名古屋方面へのショートカットということで利用される方が多いことから、一時期鹿島線の拡幅ということも確かに考えた時期がございました。拡幅の方法でいきますと、擁壁を立ち上げるというようなことも必要になってきますが、この路線は田んぼとの高低差がかなりありまして、当然擁壁で立ち上げるということになりますと、車の転落防止等の関係で防護さくが必要になる、イコール事業費もかさんでくるということになります。

また、用地を買収して広げようとした場合には、高さがある関係から買収幅も通常よりは少し余分に要するというようなこともございまして、地元にも相談をもちかけました。用地買

収につきましては地元にお話をさせていただいたんですが、地権者からの意向が買収の実現には非常に乏しいという結果でございました。

そういった中で、先ほど議員のお話にもございましたように、地区の全体の道路の体形がもう1本西側に同じ南北のルートとして前波3号線という町道が通っております。こちらの道路は道路幅そのものが5.3で、その横に併設して2.4メートルほどの水路敷がございまして、現状はその2つ、道路敷、水路敷を合わせた形で道路の形態をなしております。天場の幅が約6メートルほどの道路となっております、鹿島線に比べると車の行き来、すれ違いにつきましても比較的容易にできるという幅員でございました。ただ、一番南側、佐屋川に突き当たってちょうど今給食センターができようとしているあたりのところが道幅が狭かったものですから、平成17年だったと思いますが、その狭い部分のみを3メートルほど拡幅して、今現在は8メートルほどの道路としてでき上がっております。

こういった整備によりまして、前波3号線を通して河合小橋のほうに行っていただくということが非常に容易になったわけでありまして。鹿島線にかわる別のルートの確保ということで、前波3号線の整備をして地区の全体的な道路整備として考えて進めてまいりました。

○9番 黒川勝好君

今そういう説明があったんですけれども、前波3号線に入るような構造といたしますか、流れとしては今我々近くで住んでおる人間にしてみますと、どうしても中央の鹿島線を通っておるのが現状のような、確かに西側の3号線もたくさんの車が通っております。あそこは今言われたとおり鹿島線より道幅が広いという関係でスピードも出しております。非常にあそこも危険な状態ではありますが、メインとしてはやはりその中央、鹿島線が非常に多い感じがしております。その点も踏まえて、やはりこれから給食センターもこの道を通る必要性が出てくると思いますので、できることならば鹿島線のほうもこれから粘り強く交渉のほうを当たっていただきまして、安全な道路の確保をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの県道の鳥ヶ池新田・名古屋線、あそこから今の西尾張中央道への橋が架けられないという状況になりますと、今二ツ矢橋が整備されましてこの県道に入りまして、結局は最終的には今の県道の蟹江・飛島線のほうに入ってくるわけですね。この県道の蟹江・飛島線ではありますが、ここは小学校の通学路になっております。そして特に夜寒橋から西尾張中央道までの間は子供たちの通学路になっているにもかかわらず、きちんとした道路も確保されていないのが現状だと思います。

この夜寒橋の歩道であります。両側には75センチの歩道ができておりまして、車道との段差はわずかに15センチしかございません。また橋を渡って西に歩きますと、車道と歩道を区切る白線が引いてありますが、その白線から歩道として歩ける幅といたしましてはかってみますと60センチ、狭いところでは40センチの幅しか確保されていないというのが今現状でございまして。こんなに狭くて危険な場所を子供たちは毎日通学路として通学をしているとこ

ろであります。

また、この県道というのは午前7時30分から9時までの時間指定で通行車両を制限をしておりますが、ご承知のとおりこの制限もなかなか守られることもなく、当然ながら許可車は通りますけれども、それ以外の車も相当量通っているのが現状であります。特に子供たちの帰りは通行制限もございません。我々大人が日々通るに当たっても大変危険な状態であるということを思っております。

そこで、私は平成7年、一番最初に議員に出していただいたときの質問がこの場所の質問だったと思います。あれから13年たっておりますけれども、現状といたしましては変わっていないように思いますが、どのような県との交渉を今までされてきたのか、その経過、過程を説明願います。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

県道の蟹江・飛島線についてのお尋ねでございます。

この路線は月見橋から夜寒橋までは既に北側に歩道が整備されておまして整備済みとなっております。しかし、今ご指摘ございましたように、夜寒橋と西尾張中央道の間はまだ一部用地の未買収というところがございます。歩道の整備もまだでき上がっておりません。こういった未買収の場所を早く解決して全線の歩道整備を早く終わらせたいというのが県も同様の考えでございます。関係者との交渉を望んでおるところでございます。

以前ご質問をいただきました平成7年当時といいますと、その当時の移転補償の積算方法が大きく変わっておりまして、県も1軒残っております方にできれば補償の積算だけでもさせていただきたいという意向を持っておりまして、その後数回県の担当者とともに関係の方にもお伺いをさせていただきました。しかし、ご本人さんがいわく、高齢だからもうこのままにしておいてほしいというような非常に強い意思をお持ちでございまして、なかなかご本人さんとお会いする機会を持つことすらできないまま、現時点としましては新しい積算も整っていないという状況でございます。

町としては愛知県ともども今後交渉の機会を持てるように本人さんとの折衝を図っておりますが、本人さんのそういった強い意向がございまして、今現在では目立った交渉は進んでおりません。ただ毎年事業調整会議というものを実施しておりますが、そんな中でも毎回議題といいますか、この事業についての打ち合わせを実施しております。そういった機会、まだ今では進展を見ることはできておりませんが、用地の確保につきましては、今後とも県と協議を進めて対応をしてみたいと考えております。

○9番 黒川勝好君

用地の未買収というのは、今言われた方の未買収ということでよろしいんですか、それとも、今の北側の田んぼは用地の買収ができないから広げられないということなんですか、どうということなんですか。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

買収済みの図面等の確認をさせていただきましたが、南側に1軒未買収のところがございます。

田んぼじゃないです。南側に建物の移転を含めて用地を確保しなきゃいけないという個所が1カ所ございます。

それで、夜寒橋を渡った北側にも、ここは田んぼですけども、その部分にも買収済みのいろいろな今までの図面を見てみますと、一部未買収というところがございます。まだ買収が終わっていないという個所がございます。

○9番 黒川勝好君

13年かかって、お宅は別といたしまして北側の一部の田んぼも買収ができんのですか、話がつかんのですか、13年たっても。これはおかしい話じゃないですか。

きょうも私探して、ちょうどこれが平成7年の質問したときの議会だよりですけども、ここにこういうふうの写真が撮っていただいておりますね、当時の写真です。今もこのとおりになっております。何も変わっておりません。13年たってもこのとおりであります。平成7年のとき答弁していただいた加藤富士雄さんだったと思いますが、その方のときもそのぐらいの答弁で終わっております。どうしてこの北側の拡幅、拡幅といいますか、そんな大きさなものじゃありません、歩道の確保ができんのですか、子供が通るだけの。

それから、私が不思議に思うのは、今のこの写真にもあるんですが、南側にガードレールが入っておりますよね。そのために道幅が4メートル50ある道幅が、あのガードレールのために3メートル50になっちゃうんですね。余計狭くなるんですね。あのガードレールは何のためにあるんですか。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

夜寒橋の西側のところで今のガードレールが仕切ってあって、現道は今、議員言われますように4.5ぐらいの幅員が非常に狭い状態になっておるとい状況であります。ガードレールの移設につきましては、以前に町のほうからも県のほうに要望といいますか、お話をしまして、もう少し南のほうにずらしてほしいというお話はしたことがございます。ただ、ちょうどガードレールの終わった先、西側に未買収のところがございますして建物が建っておりますので、そちらへのレールを南のほうに移設しますと、車が真つすぐ飛び込んじゃうというような状況になってしまうおそれがあるということで、県としてはレールで車そのものを北のほうに寄せようとしたことで、今の現状のガードレールが設置されております。

ただ、土地があつてしかも、土地があるにもかかわらず狭い状態で通らせるというのは非常に余り好ましい状態じゃないと思います、通りだけを考えてみれば。そんなようなこともございますして、町からも再度レールを移設するなりして、少なくとも道路幅のあるところについては、車の通行が安全にできるように対策をしてほしいということは町のほうからも県

に申し上げます。

○9番 黒川勝好君

申してありますというのは、いつから申してもらっているかしらんですけれども、要は今
の1軒あるところが、例えばきちっと買収が済めばこの歩道は確保されるんですか、北側の
子供たちが通る歩道は確保されるんですか、できるんですか。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

夜寒橋から中央道までの全線の歩道ができるかということでお答えをさせていただきます
が、少なくとも南側に建物の残っているところが、仮に用地の買収のお願いができたとし
ます。そうすれば幅員が予定するものが確保できると思いますので、予定されております歩道
は整備できると思います。

ただ、当時用地買収を実施しましたのが、夜寒橋のすぐ西のあたりが平成5年ぐらい、そ
れから中央道寄りのほうは昭和50何年だったと思いますので、当時の図面と現地の状況を確認
した上で、実際の用地買収がどこまで終わっているかというのは現地のほうでもう一回確
認した上で、その買収の済んだ中で新しい整備を考えていくべきだと考えております。

○9番 黒川勝好君

北の田んぼのところの用地買収が進んでいないというんですが、どの場所が進んでいない
んですか、どれだけの支障があるんですか。ここは地主さんは地元の方じゃないじゃないで
すかたしか。だから話が進まないんですか。どうして13年もこんな同じことを言っているん
ですか、そこのところを地元の人にもよくわかるように説明をしていただかんと、この間何
をやったんだいということですよ、土地一つまとめられんのかと。子供たちが何かあってか
らでは遅いと皆さん心配してみえるわけですね。なぜこんな13年もかかるか、その理由をお
聞かせください。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

北側の地権者の方は地元、もともとは地元の方なんですけど、現在は東京にお住まいだとい
うふうにお聞きしております。町としては先ほどから言っております1軒建物のあるところ、
その部分だけが未買収で残っておるという認識でございました。

今回こういったご質問を議員のほうからいただき、県のほうにも確認をして、用地買収の
済んだところがどこなのかというような図面をいただきました。その結果、北側にも一部そ
ういったところがあるということが私も知りまして、県の担当としましてもどうしてここだ
けが残っておるんでしょうねというようなお話だもんですから、ただこれはもう最終的には、
今の現地の形と買収のときの図面というのももう少し精査してみないと詳しいことは申せま
せんが、田んぼとして残っておるもんですから、県もこの部分が残っておれば、それは少
しでも早く解決したいというのは今現在の県の意向であります。

○9番 黒川勝好君

どうして残っておるんでしょうねという、そんな話がありますか、今になって。私も事あるごとにここは申し上げてきたと思っております。今また、残っておったんですね、まだ進んでいないんですね、そんな本当に何をやっておったんだということを言いたいです。

1軒の方がどうのこうのという問題じゃなくて、やはりまず子供たちの安全を考えたら北側の歩道はきちっと先に整備をすべきところだと思います。それから1軒の方がお見えになりますけれども、その人はその人でやはり考えもあります。その人があるからこの道の整備ができんと、それはまた全然話が違うことだと思いますので、できましたら早いところこの未買収のところ、田んぼのところは買収していただきまして、とりあえず歩道だけは確保していただかんと、40センチや50センチの歩道を歩けと言ったって歩けませんよ子供たち。朝は車が本当にあそこは通るんですよ、交通規制がかかっておっても。本当に朝見回り隊とかボランティアの人たちが出て見ておっていただけるから、まだ大きな事故も起きていないようなことですが、雨の日なんかだと傘を差すと車と接触したり、そういう話はたくさん聞いております。そういうこともありますので、まだ土地一つ買収できんでは、これは子供たちも親御さんも心配で学校へ行かせられないですから、とりあえず、本当に北側の歩道の整備はお願いをしたいと思っております。

また、前波のことでありますけれども、前波・鹿島線のことでありますけれども、あそこも今、昔からではありませんが、旧の新蟹江保育所のところで乳児の給食をまだやっておりますし、あそこも少しは出入りしておりますが、今度大きな給食センターができれば、やはり前波の道はみんないろいろなところでたくさん通るようになります。非常に見晴らしがいいんですね、あそこは田園地帯で、ともするとスピードを出し過ぎて安心して走って事故も結構起きておると思っています。10月でも1件か2件田んぼに落ちていたのもあるんじゃないですか車が。そういうこともありますので、本当にこれから前波地区の道路の整備と、もう一つは長いことかかっております県道蟹江・飛島線、この整備は早急によろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、黒川勝好君の質問を終わります。

質問2番 高阪康彦君の1問目「蟹江町長に続投を要請する」を許可をいたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、「横江町長に続投を要請する」という題目で質問をいたします。

横江丸が船出をして4年の月日が流れようとしています。一つの節目として航海を終えて港に戻らねばなりません。この4年の航海はどうだったでしょう、天気晴朗なれど波高しだ

ったでしょうか、航路は寄り道をせず真っすぐにきたでしょうか、スピードはどうだったでしょう、急ぎ過ぎて燃料を食い過ぎはしなかったでしょうか、船の状況はどうだったでしょう、乗組員は一致協力をして漁をしたでしょうか、その結果は大漁だったでしょうか不漁でしたでしょうか、そういったこの4年の航海のさまざまな状況、成績が問われ、評価をいただく町長選挙が来年3月に予定をされています。

さて、4年前になります前回の町長選挙を回顧しますと、候補者選定にはいろいろ紆余曲折があり、あなたに白羽の矢が当たりました。あなたは町のこと、住民のこと、議会のことなどを考えられ、火中のクリを拾う覚悟で決断をし出馬をされ、そして見事当選をされました。このときの選挙の特徴は、会派を横断して議員が応援に回ったことであります。それは住民と直結する地方自治においては保守とか革新というイデオロギーではなく、真に住民のことを考え、是々非々で判断するという時代に呼応した新しい流れ、考え方であったと思います。現在の国政にもそのような流れが見えますし、事実、横江町長の特色でもあります、どちらにも傾かない住民本位の姿勢を通してみえると思います。

次に、この4年間の総括をしますと、まず行財政改革につきましては新たに行政改革推進室を創設し、行政改革集中プランにのっとり着々と成果を上げておられますが、まだまだ道半ばという感じであります。行財政改革にはこれで終わりということはありませんし、職員、住民をも含めた意識改革という点でもさらなる努力が必要だと思えます。

次に、選挙公約でもありました少子化対策にも通じる小学校6年生までの医療費の無料化を実現されたことは評価に値するものと思います。この先は中学生までの医療費無料化を実現されるよう望みます。

また、30町内でタウンミーティングを開催され、町政に住民の声を少しでも生かそうという姿勢は多くの住民から評価をされています。加えて民意の活用という観点から、住民の皆さんの発案によるみんなのまちづくり、協働まちづくりモデル事業を実施され、既に9つの団体が採択され、現在活動中であります。

また、多数の町民の皆様が利用して好評の、足湯かにえの郷も町長が政治力を発揮され、宝くじを利用して町の負担なしで建設されたことなども高い評価ができるものであります。これらは横江カラーがよく出ていると思えます。

防災対策では、学校、官公庁、橋梁などの耐震工事を順次進められておられますし、その意味で避難所にもなる蟹江中学校の新体育館が建設されたことは記憶に新しいことです。

環境対策では、蟹江川水辺スポットの整備、常設資源ごみ置き場の新設などに着手され完成をしています。

観光対策では、蟹江町の歴史、文化の発掘に重点を置き、ガイドボランティアさんの養成をされ、さらなる蟹江町の観光スポットを広めています。また、町のキャラクターとして公募によるかに丸くんを考え出され、これからの広報には、かに丸くんが大いに活躍するもの

と思います。

また、町長は新たに3K、5Kなど、Kを頭文字にした分野に重点的に取り組まれようとしておられます。3Kは、観光、環境、改革であり、それに健康と教育を足したものが5Kであります。これらの分野は今世紀における時代改革のキーワードになると言われております。

以上、簡略に申し上げましたように、着実に成果を上げられ横江色を発揮されているものと思います。その基本は住民のため、蟹江町のためであります。町長の政治に対する真摯な姿勢と一生懸命さは多くの住民の共感を呼ぶものであります。そういった意味でも来期も蟹江丸の横江船長として、この蟹江町の水先案内人となり、住民に蟹江町に住んでよかったと言われるように本当の意味でのきらっと光るまちにさせていただくよう期待をしつつ、次期も続投されますよう会派を代表し要請をするものであります。町長のご所見、決意をお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

高阪議員につきましては、大変お褒めの言葉をいただきまして、恥ずかしいような気持ちでございます。大変ありがとうございます。

平成17年4月2日に町民の皆様のお負託を受けまして、蟹江町の町長としてここまでやってきました。それもこれもすべて本日お集まりの議員の皆様方の叱咤激励ともいえる後押し、そしてあるときはきついおしかり等々を受けまして、ここまでやってくることができました。

しかしながら、まだまだやり残した分野はたくさんあるように存じております。今は漁船に例えて航海はどうであったかのご質問であったように思います。私も蟹江丸の代表として3万7,000人の乗員乗客を無事に寄港地まで戻してこられるのかどうか、大変心配な航海であったのも事実でございます。あるときには座礁を心配をしながら、またあるときは天候を心配しながらやっとそろそろ母港の地が見えてまいりましたが、昨今の経済状況の中、まず無事に母港に帰ることが今私に課せられた使命であるというふうに考えております。そして、この先でございますが、来期もこの蟹江町をどのようにさせていただくかということにつきましても、一生懸命自分なりに考えさせていただいているつもりでございます。

そんな中で、冒頭にお示しをさせていただきました5つのKということで、私が平成17年に選挙公約をさせていただいたものの中にもほとんどが網羅をされているように思っておりますが、しかし、緒についたばかりの施策もございまして、この先、一点の光明が見れるような施策もあるやに存じております。そういう意味で、来期も町民の皆様方のもしも審判が下るならば続投をさせていただく覚悟で今後進めていきたいなと、こんなことを思っております。

蟹江町の蟹江丸が来期は燃料を満タンにして十分な航海ができるかどうかは本当にわかってはおりませんが、しかし、もう既に雷雲が立ち込め雷鳴がとどろき、大変危険な航海になることは議員の皆様方自身もご納得いただいている中でございます。そんな中で、3万7,000人のクルー、それから乗員乗客、その中で水先案内人を私とそれから議員の皆様方、そして町の皆さんと一緒に三位一体でこの蟹江町の難局を、そしてこの航海を今後も乗り切っていきたい、こんなことを思っておりますので、今後も皆様方の絶大なるご支援、そしてご協力、叱咤激励を今後もよろしくお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

次期も続投されるという決意を聞きまして安堵をいたしました。でも通知表をもらわなければなりませんので、まだ次期が確定したわけではありません。そういったときには我々は出身会派といたしまして応援をさせていただくというようなことになると思います。

実は回顧のところの文章は、私が平成17年の6月議会であなたがなられた一番最初のとき、清新クラブを代表してしゃべったことをちょっと書いたんですけども、そのときに町長に送ったエールが最後にエールがありまして、4年前ですけども、全くそれをちょっと朗読させていただいて、質問を終わります。

「最後に、所信にもありますように、今は地方自治の一大転換期であります。ここ数年が町の将来を決める正念場であるかもしれません。町長は私に町に緑をふやしたい、その緑は木ではなく芝生で、その上で老人がスポーツをしている、孫と一緒に遊んでいる、そんな場所をつくりたいと言われたことがありました。あなたのその優しい気持ちと持ち前もまじめさ、フットワークのよさを生かし、横江色を前面に出し、真摯に町民本位の町政に取り組んでいただき、ショートリリーフではなく後世蟹江町史に残るような名町長になられることを期待して質問を終わります」といったエールを送っておりました。で質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で高阪康彦君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目「サービス機関の最たるもの。それは役場、土曜開庁は考えられないか」を許可をいたします。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきまして、「サービス機関の最たるもの。それは役場、土曜開庁は考えられないか」という長いタイトルで質問いたします。もうこれだけで質問が終わったようなことで答弁をいただければいいんですが、そんなわけにもいきませんので、少しこの背景を述べさせていただきます。

最近は蟹江町役場でもそうですが、役所の対応が随分とよくなったという話が聞かれます。以前は役所は許認可など権限がありますので、役人かたぎといいますか横柄な対応が多かったと聞いています。それが改善をされてきたのは、住民意識の高まりとか公務員はパブリックサーバントであるとの教育が行き届いてきたことなどが要因と思われますし、また最近の状況は右肩上がりの経済が悪い、ゼロ成長、マイナス成長の時代になり不景気が続いています。そんな中、収入の安定している公務員に風当たりが強くなっていることも考えられます。

一般に民主主義は時間とコストがかかるといわれます。時間とは一つの物事を決めるのに段階を踏み手間暇をかけるので時間がかかるということであり、コストは費用という意味です。費用の原資は国民の義務である納税という形で住民から徴収をします。その税金を選挙、選挙もコストになりますが、選挙で選ばれた首長を長とした役所がいろいろな施策、社会サービスなどに使います。それを選挙で選ばれた議員が住民の代表として使い方の監視をしたり提案などもします。ここに出てくる特別職も職員も議員も民主主義を行うためのコストであり、報酬は税金をいただいています。つまり税金をいただいている人たちは、住民があるからこそ成り立ち、住民によって生かされているということになります。役所のサービスは届けなどを迅速確実に処理をすることではありません。それは役所の仕事であり、本当のサービスとは、役所に来られた住民の立場になり、その人のために最良の選択肢を与え実現をしてあげるといふことだと思えます。こういった意味で、サービス機関の最たるもの、それは役場と申し上げているわけです。

本題に入ります。

1980年代ころより土曜日を休日とする週休2日制が広く採用になりました。1989年に銀行の土曜日窓口業務が中止になり、1992年5月1日からは国家公務員の完全週休2日制が実施され、2002年度には公立の学校も土曜日が休日になりました。土日休日が定着して20年以上が過ぎ、役所が週休2日制になって15年ほどになります。こういった環境の中で、土曜日も仕事をしなさいというのは、ある意味、時代に逆行しているかもしれませんが、これは役所の特異性にあります。

役所は普通1カ所しかない独占企業であります。民間のようにA社が休みならB社に行こうということとはできません。また、役所に出向かれるのは社会で生活する上に必要不可欠のことが多いと思います。そういった状況の中、一般の勤労者は公的書類の提出、認可などに役所に行かなければならないのだが、役所があいている時間に行けない、仕方がないので仕事を休むか早退等で役所に出かけることになります。今はフルタイムで働く主婦もふえ、代役がないという事情もあります。もし土曜日に半日でも開庁していれば会社を休まなくてもいいので、仕事に余裕を持って専心できるということになりますし、実際に土曜開庁を望む人は少なくありません。

現在、住民サービスのために土曜開庁をしている自治体もあります。ちなみに町では吉良

町、1年ほど前にちょっとお邪魔をしたことがあります。吉良町が土曜開庁をしています。吉良町さんは祝日を除く土曜日、時間は8時半から12時15分までです。近くでは清須市がやっております。清須市は土曜日は午前9時から正午まで、土曜日が祝日の場合でも開いております。午前9時から正午までですね。次に高浜市などは年じゅう、土曜日、日曜日、午前8時半から午後5時15分まで開庁しています。どんな開庁を試みえるかわかりませんが、ここは無休ということですね、高浜ですね。それからあと、安城市なども土曜開庁をしています。

それで、みんな開庁はいいんですが、扱う業務はそれぞれまた違っているんですね。納税証明なんかをとれるところとかとれないところとか、一般の住民票、戸籍をとるとか印鑑証明はどこでもできるんですが、中に少しずつ業務の内容が違ってきます。

ですから、まず質問でございますが、お尋ねをいたします。郵送などではできない、直接当事者が出向いて申請許可などをしなければならない事項はどういったものがありますでしょうか、お答えください。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

土曜開庁につきまして、るるご質問いただきました。

その中で、どうしても来なきゃいけないということで、直接出向いてしなければいけない事項はどうかということですが、そういった事項はございます。ただ、住民と一番かわりが深いところで少しご説明を差し上げたいと思います。

住民課を例にとらせていただきますと、主な業務といたしましては、ご存じのように戸籍・住民の登録、そして印鑑登録、外国人の登録、火葬許可、生活保護、民生児童委員の業務、こういったものをしております。この中で住民課の本町のホームページを見ていただきますと、住民票の写し、そして証明書の交付、戸籍謄抄本等の交付、印鑑登録証明書の交付、転出証明書の交付、こういった項目が並んでございますが、この中で郵送でできないものとして、印鑑登録証をお持ちいただくべきことになっております印鑑登録証明書の交付申請、こちらにつきましては来ていただかなければならない事業となっておりますが、その他につきましては基本的に、原則的でございますが郵送でも可能というようになっております。

また、先ほど申し上げました住民課の中の戸籍に関するものでございますが、こちらにつきましては婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届け出、こういったものは執務時間外でも取り扱い受け付けをすることとなっておりますので、現在お休みあるいは夜につきましては、私どもには当直者がおりまして、そちらの者が対応させていただいております。また出生届け、死亡届け、火葬認可、こちらにつきましても同じように24時間当直者が対応させていただいておるのが現状でございます。最近はかなり郵送等でもこういった申請等ができていようになっています。

そのほかに税の関係ですと、基本的には郵送が可能でございますが、その中でも原動機付自転車のナンバーを取得していただくには、それをお渡しするというのもございますので、来庁をお願いするというようなことになっております。

また保険医療課、また高齢介護課でございますが、こちらにつきましては基本的に保険証の事務で交付事務、こちらについては来庁をお願いしておるというようなことがございます。

かなり現在につきましては郵送等をお願いすることができるというふうにはなっておりますが、私どもといたしましても、先ほどご質問の中にもございましたが、サービス業務として来ていただいて事務をしていただくことがいいことは十分承知しておるところでございます。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

蟹江町の地域もあります。郵送というのは蟹江町は11平方キロですか、郵送するよりも来たほうが速いというような感覚もあるんじゃないかと。郵送というのは実際はそんなにはないと思うんですけども、ただ郵送でもできるということは、一つの土曜開庁をしなくてもいいんじゃないかという議論にはなるかもしれませんが、そういう意味でお聞きしたわけですが、基本的にはそんなに直接本人が来なければということはあるんじゃないのかもしれませんが、ここは本当に狭いので、わざわざ書類をとって郵送なんていうことはやっているよりも、役場に来たほうが早いということだと思います。

ですから、次にお尋ねしたいのは、この質問は多分以前にもほかの議員さんがされたようなたしか記憶があるんですけども、現時点で土曜開庁がなされないということは、どういった障害と申しますか、困りごと、どういった障害があって土曜開庁ができないのかということがあればお聞かせをください。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

土曜開庁につきまして、どんな障害があるんだということでございますが、まず一つには人的な配置等のことがございます。土曜日あるいは日曜日でございますが、ここでは土曜日でございますけれども、開庁に関しましておっしゃるような状況をつくらうといたしますと、こちらにつきましては職員の配置が必要になってまいります。

現在その職員を配置いたしますと、その分はウイークデーの執務中に代休と申しますか、その分のお休みを与えるということになってございますし、こういった状況で割り振りを考えてまいりますと、行政改革を今進めておる中で、17年度から人員の削減も実は取り組んでまいっておるわけでございます。こういった減数等を考えましたときに、事務事業、ウイークデーの事務事業にも支障が及ぶのではないかと申すところがあるところ、まず一つ私どもの考えますところで障害といえば障害になるところでございます。

また、費用面につきまして、それだけの費用対効果が出てくるのかと申すところにつき

まして、同じように開庁するのに必要なエネルギー資源の問題もございます。電気あるいは冷暖房の問題、そういったものも含めまして費用負担のほうが出てくると、それに合った取り扱いができるのであろうかというようなことで、総合的に今費用対効果や行政改革の内容を考えましたところで、土曜開庁にすぐに移るといふようなことは難しいのではないかと、いふふうに考えるところであります。

今後、住民ニーズや社会状況が、先ほどご説明をいただいたような状況を呈してまいりました。こういったものと、また行政を取り巻きます環境、私ども行政体そのものの環境、そういったものを踏まえて研究をさせていただければというふうには思っております。

以上であります。

○5番 高阪康彦君

いろいろなやり方があると思うんですね。確かに費用対効果で土曜日を開庁したら、また住民の方がたくさん見えてお忙しいということは考えられないかもしれませんが、やはり基本的に一番最初に私が述べさせていただいたように、費用がかかるからこれはできないという考え方は、民間はやりますけれども、いわゆる役所というところはそういう考え方ではないと思うんですよ。いわゆる確かに今はコストを考えなければいけません、やはり住民のためにある程度コストがかかってもサービスをするという、こういう姿勢、それを見せないと、いわゆる今不景気な中で言いましたように、公務員さんに風当たりが強い中で、役場は土曜もやらんのかというようなこともありますので、別に毎週やらなくても隔週でもいいし月の第1土曜日でもいいんですよ。半日でいいんです、それも8時から、それも人員配置が難しいというなら、この業務だけはやりますがこの業務はできませんとか、そういう形でやはり、役場が土曜日もやっているんだよと、土曜日に行けば手続はできるんだよという、この姿勢ですよ。これにお金がかかるから人員がおらんからコストの面でもというようなことを言いますと、全く民間と同じですよ。これは民間じゃないですよ。民間ならもうやれませんが、それは、5人や6人のお客さんのために、わざわざあけるなんていうことはできませんが、役所というところはそういうところで私はないと思います。

ですから、実際本当に働く主婦が多くなりましてね、よく言われるんです。よくってそうよくではないんですが聞かれます、土曜日はやらないでしょうかねと。だから、本当に全く一月全部やれというわけじゃなくて、せめて第1段階としても最低第1土曜とか、第1土曜が休みなら第2土曜とか、1日でもやれば一月かけて手続をするようなことはないのかもしれないけれども、それを利用されることがあると思いますので、どうか基本的に前向きに考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、関連質問でちょっとお尋ねをいたしますけれども、これも住民の方に聞かれまして役場と水道局の問題でございます。

ある住民が相続により役場へ名義変更に来ました。それでいろいろ名義書きかえをやった

と思うんですが、本町に見えたんですよね。水道に関しては何も説明がなかったので何の手続もしなかったと。後日亡くなられた方の名前で通知が来たと。それでその方は改めて水道の名義変更の手続をしたというんですが、その方の言われるのには、水道は町がやっているんじゃないのと私に聞かれまして、町がやっていますよと。じゃなぜ役場の人があるとき一緒に、別に水道局も行けば行ってやってきたと、なぜそのときに一緒に水道もやられたらどうですかというアドバイスがあれば、わざわざ2回も来なくてもよかったのというお話がありました。やはり水道局はちょっと離れておりますので、それと会計も別ですわね、企業会計をやっていますので、いろいろな面があるんですけども、先ほど申し上げましたように、住民サービスというのは今はやりの、はやりでもない昔からワンストップサービス、一ところで何でもできるという、そういう考え方があるじゃないですか。ですから、聞かれたときに、これを手続された、水道もございますよ、水道局はあそこにございますから、あそこで一緒にやられたらどうですかとか、書類でもお渡しするとかいうサービスがなぜ本庁ではできないのかということをごの方が聞かれたので、その点を少しお答えください。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

サービスと申しますか、一声のお声がけができなかったということに関しましては、大変申しわけないことだと私は今思っております。

ただ、今お話の中にございましたが、水道部と役場というのは実はちょっと離れておりますし、また独立採算制で水道部は公営企業としてやっておりますので、システム的にすぐにくっついて一つ申請をしていただければそちらが動くというようなふうには実はなっておりません。これは現実でございますので、大変これにつきましてもなかなか解決が難しいということで、申しわけございません。

ただ、近年は個人情報に関係がありまして、いろいろな個人情報の保護の関係がございまして、この方はお話ですと相続というようなこともございます。実は相続をされたときに、すぐに水道が締めが必要になってくるかどうか、変更が必要になるかということは実は少し乖離がございまして、多い方ではそういった形になってございます。ただいろいろ私どももちょっと調査をと申しますか、内容を聞いてみたんですけれども、なかなかそういったときにこちらのほうから水道もいいですかとか、確かに声もおかけしておりませんし、もう一つにはどなたにどのようにということも、今までは実はございませんでした。

それで私どものほうは今考えておりますには、こういった方が来ていただくときに、実は私どものほうから相続についての、これは税務からでございますが、固定資産に関する代表者をお決めいただくような書類をお出ししておるわけでございます。こういったところと一緒に水道のほうも、もしご必要であればお出かけいただきたいというような、こういったメッセージを入れさせていただいて、今後は送付させていただくように努めさせていただきたいと、そういったことで少しでも解決し、またいらっしゃったときにはお声がけをするよう

には努めさせていただきますが、この2点で今後はこういったことを解決していきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

何度も言いますように、役所のサービスというものはどういうものかという観点から、やはりその人の立場に立って、こうしてやればいいんだなという、そういう気持ちがあればおのずとやれるんじゃないかなというふうに思いますけれども、ありがとうございました。そのようにしていただきますと、その方にもそういうことを言っておきますので、役場がやってくれますと言っておきますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

質問3番 山田乙三君の1問目「進まぬ「町界町名設定推進事業」を質す」を許可をいたします。

山田乙三君、質問席へお着きください。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三でございます。

通告書に従いまして一般質問させていただくわけでございますけれども、質問に入る前に、1つめでたいことと申しますか、蟹江中学校の吹奏楽が全国大会に出られ、立派な成績を収められた。非常に私も個人的にも喜ばしいことだなど。ややもすると非常に暗いニュースが多い中で、中学生が一生懸命努力されて全国大会に行かれた、優秀な成績を収められたと。指導者の先生をはじめ、父兄の方も日々の努力、こういうのが非常に私も思うわけでございますけれども、こういった場をおかりしまして、心からおめでとうと感謝を申し上げたいと思っております。

それで、タイトルでございます町界町名につきましては目新しいものではございませんし、少しかたい面は否めないと思っております。ご容赦いただきまして一般質問に入らせていただきたいと思っております。「進まぬ「町界町名設定推進事業」を質す」でございます。

まず始めに、経緯を述べて見ますと、平成2年3月から住居表示に関する法律に基づき、地番と建物番号が違う住居表示制度、仮に〇〇丁目〇番〇号が進められました。町内会を対象に説明会が開催されますなど、規模が学区単位ということもありまして、町名を変えることに相当数抵抗があった経緯がございます。

そこで、もう一つの方法であります町界町名地番設定方式、これは地方自治法第260条によりまして、改めて地番の割り直しの調査研究が行われました。平成8年度には町界町名設定推進委員会の答申によりまして、住居表示によらず町界を20区画に割った町界町名地番設

定を推進していく方針が打ち出されました。現状では一部の地域で町名の整備が進んでいると思われがちでございますけれども、これは土地区画整理事業や土地改良事業により地番整備が行われているものがほとんどでございます。今後区画整理事業や土地改良事業が行われない地域は、今のままの住所と当然なるわけでございます。

そこで、だれにでもわかりやすい〇〇丁目〇番地という新町名にしていくためには、町界町名地番設定方式による地番変更が必要となってくるのでございます。20区画に割った地域での町界町名による地番整理は、まず中瀬台町内会が手を挙げられまして、現在までの推進状況は西之森地区七丁目、九丁目、実施日は平成14年1月15日、次に宝地区一丁目から四丁目、実施日は平成16年1月10日でございます。舟入地区でございますけれども、一丁目から四丁目、実施日は平成19年1月13日の3地区でございます。目下取り組み中のところは、蟹江本町地区11区画に該当いたしますが、同意書の集計中とお聞きをいたしております。

さて、進まぬ町界町名設定推進事業の要因をざくっと挙げてみますと、まず1番目には地区の推進への意欲度合い。2番目に地区内が区画によりまして分断されるなどちゅうちょする。3番目にエリア内に公団、公社、分譲賃貸マンション、アパートが大変多く、理解を含め協力や認識が希薄であること。4番目、外国人居住者が多いなどの諸理由が挙げられます。一方で、とにかく早く簡潔な町名にしてほしいとの切実な意見が多いのも事実でございます。平成8年に道路、河川、鉄道など恒久的な施設で区画された20区画が町長の諮問機関でございます町界町名設定推進委員会から答申が出されまして、20区画をもとに町界町名の設定を推進され、12年が経過いたしました。推進に当たり幾多の問題点も発生いたし、区画や同意条件の見直しが私は必要ではないかと考えます。

以下5点についてお伺いをしたいと思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

まず1番目に、町名変更には住民の意向が最優先でありまして、アンケートは欠かすことができません。当局にひな形などは用意してございますでしょうか。

2番目に、区画の中で複数の町内会にまたがるとき、町名変更はしない、こういった意見が出た場合、たちまち頓挫するが調整の妙案などありますでしょうか。

3番目に、12年が経過し答申された町界の基本図の、言うなれば20区画でございますけれども、見直しは私は必要ではないかなと思うがどう思われますでしょうか。

4番目に、8割以上の同意の条件が必要でございますけれども、非常にハードルはややもすると高過ぎはしないかどうか。例えば通常言われています3分の2、このようなことからいきましても、7割までぐらい下げられないものかどうか、こう思います。

最後でございますけれども、町名変更を望む声は多く、担当部局の積極的なサポートが私は必要だと思いますし、今まで12年経緯した中でのいろいろな検討ぐあいはいかがなものでしょうか、以上5点についてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○総務部長 坂井正善君

それでは、進まぬ町界町名設定推進事業を質すということで、5つの点についてご質問をちょうだいしました。順次答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず質問の1でございます。町名変更には住民の意向が最優先であり、アンケートは必須ですが、当局にひな形などは用意してあるかのご質問でございます。

ひな形については定めていないわけでございますけれども、過去の中瀬台、宝地区、舟入地区と、現在推進中の蟹江本町地区にて使用しました同意書の依頼文書、それから同意書があります。これをひな形として町も地域に合った同意書づくりに今後とも協力していきたいと、こんなふうに思っておるわけでございます。

次に質問の2番目であります。区画の中で複数の町内会にまたがるとき、町名変更はしないと意見が出た場合、たちまち頓挫するが、調整の妙案はあるかのご質問でございます。

私どもも複数の町内会で構成されている区画の推進の難しさにつきましては、非常に認識をしておるわけでございます。そこで妙案になるかどうかはわかりませんが、町、それから区画内の町内会役員、できれば地元の議員の皆様方にもご協力をいただき、共通の意識を持っていただくよう話し合いの場を設けるというのも一つの手法と考えております。そのときには、それぞれの立場でよろしく願いを申し上げる次第でございます。

続いて質問の3つ目でございます。12年が経過し、答申された町界の基本図の現在これは20区画でございますが、これの見直しは必要と思うかどうか、とのご質問でございます。

これは既にこの20区画で町界町名変更が進んでいる区画もあるわけでございますし、今すぐこの区画を見直すということは現在では考えていないわけでございますので、ご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。ただし、町界町名変更を進めていく上で、新たな恒久的な施設でもって区画を変更することで推進ができるということであれば、変更も必要かというふうに認識をしておるわけでございますので、よろしく願いを申し上げます。

続いて質問の4番目であります。8割以上の同意が条件だが、ハードルが高過ぎないか、例えば7割まで下がらないか、こういったご質問でございます。

過去に西之森のときには85%だったのを80%に下げた経緯もありますが、これを70%まで下げるといことは現時点では考えていないわけでありまして、これには数多くの住民の方の同意があつて初めてこの事業が推進されるものと考えているからでございます。今80%という数字を示してはおりますが、必ずしも80%以上の同意がなければいけないというふうには考えておりません。おおむね80%と考えておるわけございまして、この80%に近い数字として、せめて4分の3の同意である75%以上でしたら、私どもとしても推進していきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

最後に質問の5つ目でございます。町名変更を望む声は多く、担当部局の積極的なサポートが必要だが、検討具合はどうだというご質問でございます。

この町名変更事業につきましては、地域住民の理解と協力があって初めて成功するものだというふうに考えております。そのためにも地域住民を取りまとめていただいております町内会と一緒に進めていく必要があります、町としましても説明会の開催、それから冒頭に申し上げましたが、同意書の作成など、こういった事務的な事柄については極力協力していきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○12番 山田乙三君

答弁をいただきましてありがとうございました。さらに再質問をいたしたいと思っております。

そもそも町界町名設定推進事業につきましては、過去にも一般質問がなされ、決して目新しいことではございませんけれども、ちなみに答弁内容も承知おきしているところでございます。

かいつまんで個条書的に答弁内容を申し上げますと、例えば住民、町内会などからの機運の盛り上がりにより進めていく以上当然でございます。またあくまでも民意を尊重したい、あるいは町内会から要望があれば町は積極的に関与をしていきたい、毎年嘱託委員会に事業説明を行っております、マニュアルは事業説明会用がありますよと、あるいは基本図は区画整理事業などにより計画どおりにはならないこともある、地域の皆さんの意見を尊重したいため、80%以上の同意は必要と考える。町長さんからは3月の議会と記憶しておりますが、平成8年から11年かかって3地区のみの推進実績であり、釈明の余地もない、原点に戻り、今後町が積極的に町内会へ出向いてアドバイスや調整をさせていただき旨のご答弁がございました。今回もおおむねこれに沿った答弁内容ではなかったかと思うわけでございます。

ところで、平成19年1月31日付で町界町名設定推進事業への要望書が企画情報課へ、富吉グリーンハイツ町内会と富吉町内会連名で提出をされました。内容は、区画を形成する3町内会のうち1町内会が住民の意識調査をするまでもなく、町名変更には参加しないということで3町内会合同による取り組みができなくなったと、こういうのが主なる趣旨でございます。それで、答申の一部見直しを求め、2町内会だけの取り組み採択を要望するというところでございます。

とにかく早く簡潔な町名にしてほしい、私もいろいろな方から、特に富吉地域の方々においては言われております。こういった切実な意見が大変多いわけでございます。一方で私も、実は富吉地域に昔から住んでおるわけでございますけれども、非常に由緒ある名前と。百保と書いてずんぼと読むわけです。あるいは与太郎という地名がございます。これは弥富にもこの与太郎というところがございますし、京都へ行けば立派な名前だということを言う人もございますが、これは私も小さい時期から現在までどうしてもネガティブな言葉の意味合いに映りまして、ちょっともどかしい、ちょっと小恥かしいというようなことは本音から言いますとございます。そういったことも背景にございまして、変更の動きに加速度がついて

いるのも事実でございます。特に富吉駅の北側はご存じのように新しい方、百保という15世帯ですから、今は1,000世帯ですけれども、富吉町内会的にはいえば1,000世帯でございますけれども、ほとんどが新住民でございます。

そういうことで、年末からそろそろ皆さんも年賀状を書き始めておられ、あるいは書いた方もおられるかもしれませんが、例えば長い住所を書くのは大変という実害を指摘される方や、学校で子供が例えば地名についてちょっと冷やかされる、からかわれる、特に若い人は大変嫌がっている、こういった住民の強い思いもあるわけでございます。究極では、これは新聞にも載っておりました。就職活動で担当者が書類を見て冗談でしょうと言ったこともございますし、私もサラリーマンを長いことやっておりました。一たん言ったら忘れないう地名だなど、こういうことで、ちょっとその辺でやめておきますけれども、冷やかされたこともございます。

いずれにいたしましても、富吉地域は新住民も大変多く、都市化が進んでおりましても、当然ながら海部郡下でも一番であることは事実でございます。かかる諸事情を熟慮していただきまして、どうか何とかならないものか、具体的には富吉町内会とグリーンハイツ町内会、百保というのは15世帯、現在はほとんどが新住民でございますし、もちろん20人おられた方もよくわかるわけでございますけれども、この状態で3つの町内会の1町内会が抜けると、全くそれで頓挫してしましまして前へ進まない。世帯数もグリーンハイツさんを含めて1,500世帯ぐらい、1,400ですか、そのくらいはあるわけですから、四角四面でいわゆる地名地番の答申を受けてやったからこれでやるというのも、私もわからんわけではないですけれども、時代背景あるいは地理的条件、いろいろなことを熟慮していただいて、何とか2町内会で前へ進めていただく、この状態だと言葉は悪いですけれども、塩漬けになっちゃう。やろうと思っても、とにかく不満がうっせきしている、こういうことで、ひとつ町長さんのご英断といいますか、熟慮をしていただきご英断をお願いしたいと思います。これで町長さんの答弁をお願いしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○企画情報課長 鈴木智久君

山田議員のおっしゃることは前々から各町内会のほうからも出ておりますし、要望のほうで町としても感じておるところでございます。

そこで、先ほど総務部長のほうで答弁をしましとおおり、まずは基本としてはやはり20区画の中の一つとしてお考えをいただいて、その中で当初から区画を分断するのではなく、進めていく中でどうしてもやはりそのことが障害になるということであれば、部長も言いましたように当町としても当然に変更は、これはもう考えざるを得ないというような判断は今現在持っておりますので、その辺のところはちょっとご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきます。

今担当が申しあげましたとおり、私もタウンミーティングで数回地域の方のご意見を聞かせていただいた経緯がございます。そんな中で、まだその時点ではしっかり3地区の方の皆さんの意見交換がしてなかったように思っておりますが、今現在は、今議員がご指摘いただいたような状況になっておるということでしたら、再度今担当者と一遍打ち合わせをいたしまして、実際どのような状況かというのを真剣に把握をいたしまして、今後の進め方を考えていきたいなど、こんなことを思っております。

いずれにいたしましても、必ずやその方法でやらなければいけないんじゃないか、こんな考えは持っておりません。ただし、今現在本町地区でも大変担当者の皆様方、地区の嘱託員の皆様方含めて、いろいろご協議をなさっていただいている経緯がございます。それも含めまして皆さんと一緒に問題解決に向かってやっていきたいなど、こんなことを思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長 奥田信宏君

いいですか。

○12番 山田乙三君

いいです。

○議長 奥田信宏君

それでは、以上で山田乙三君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時27分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 奥田信宏君

引き続き2問目「杞憂であれ「新型インフル対策」を問う」を許可をいたします。

○12番 山田乙三君

タイトルにも書きましたように、杞憂であれ、言うならば取り越し苦労であってほしい、こういう願いも心から思っておる、念じておるといふ状態なんですけれども、タイトルでいきますと、「杞憂であれ「新型インフル対策」を問う」、タイトルがちょっと長くなりますもので、インフルと言いましたので、ちょっとお許しをいただきたいと思っております。

冬の到来とともに大変嫌なインフルエンザシーズンを迎えたこととなります。中でも風邪を引いた方もおられるかとも思います。しかし、この季節性のインフルエンザより格段に大きな被害を生む新型インフルエンザの大流行、これはパンデミックというらしいですけれど

も、これをあえてこんな横文字を使うことを私好んで言うわけじゃないですが、どうもこうやって「丸わかり時事用語」と私も購入して調べてみました。私も医者でもございませんし、こういうのがパンデミックというのが後から出てきますけれども、正確に言いますと、もう世界的にウイルスによる感染爆発といたしますかね、こういうことで、日本語で直訳しますと感染爆発と、こういうことという言葉であるらしいですが心配されます。

感染症の記憶といえば、皆さんご存じのように5年前、中国で猛威を振るった重症急性呼吸器症候群、言うなればSARSが思い出されるわけでございます。インフルエンザはインフルエンザウイルスの感染によって起こる急性伝染病でございます。ウイルスは遺伝子情報を持った微粒子で、自分自身は細胞を持たずほかの生物の細胞に入り込んで大量に増殖する厄介なウイルスでございます。このとき、人間の場合は発熱やせき、くしゃみなど風邪に似た症状を引き起こすといわれております。

鳥インフルエンザは鳥類に感染するインフルエンザウイルスであります。もともとインフルエンザウイルスにはA、B、Cの3つの型がございます。人間はどの型にも感染いたしますが、鳥はA型だけに感染する。またウイルス粒子の表面には感染を広げるために突起がちくちくのものですけれどもたくさんついていて、この突起の種類によって形が違ってくる、こういうことでございます。ヘマグルチニン(HA)という突起に15種類、H1からH15まで、ノイラミニダーゼ(NA)という突起には9種類、N1からN9までがあると、こういうことらしいです。例えばヘマグルチニンがH5でノイラミニダーゼがN1ならH5N1型ウイルスなどといわれておるゆえんでございます。H5N1型ウイルスは渡り鳥などの野鳥に感染してもほとんど発症いたしません、鶏や七面鳥などに感染すると発症し、非常に高い死亡率を示すと言われております。このようなタイプを高病原性鳥インフルエンザと言い、現在世界的な脅威になっているわけでございます。

H5N1型ウイルスは病気の鳥と接触すれば人間にも感染いたしまして、死亡する可能性もございます。人から人への感染はまだ確認されていませんが、ウイルスはいつ新種が生まれるかわからないと言われております。新しいウイルスが人への感染力を持つと多くの犠牲者が出る可能性があり、世界保健機関(WHO)などが警戒を強めているわけであります。

愛知県では一般会計補正予算案を県議会、今月12月ですけれども、定例会に提案いたしまして、県内の医療機関に感染患者用の人工呼吸器55台とマスクなどの感染防護具を1万8,150セットの整備を支援する。着々と新型インフルエンザ対策に取り組み中でございます。このことに対しては愛知県だけではありません。全国の県が取り組んでおるということもつけ加えておきたいと思っております。

一方、政府では新型インフルエンザがいったん大流行いたしますと、1回2カ月程度の流行期が波のように複数回起こると想定しております。流行期には外出しないよう呼びかける。このため長期保存できるマスク2カ月分、食料は2週間ほどの備蓄を推奨しております。

そこで4点についてお伺いをいたしたいと思います。

1番目に、死者7,100万人との推計もごございます。新型ウイルスは感染爆発直前と言われております。対策の検討はなされておられるでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

2番目に、従来のインフルエンザだと児童・生徒がある程度休んだ時点で休校でございすけれども、新型での判断基準はどこに置いておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

3番目に、タミフル入手には医師の処方せんが必要でございす。しかし、流行が始まったら早く個人にタミフルを配る仕組みも大変重要でございす。医療体制はどうなっていますでしょうか。例えば海部医師会あるいは蟹江町の3医師会といたしましうか、医療体制はどの辺まで進んでいますでしょうか。

最後でございすけれども、自然災害におきましては炊き出しは十分可能でございすけれども、パンデミック、先ほど言いましたように新型インフルエンザ大流行は、地震のように局所ではなく広域的食料支援は無理でございす。備蓄などの勧め等についての対策等を含めて検討を進めておられるかどうか、以上4点についてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

4点に分けてのご質問をいただいておりますけれども、私からは2点目の学校の休校関係を除いた3点についてご答弁をさせていただきます。

まず1点目の対策の検討についてでございます。

平成17年11月には国で新型インフルエンザの対策行動計画が策定され公表がされております。国は各都道府県に対して、県版の行動計画を策定するよう要請がされております。この要請に基づき愛知県新型インフルエンザ対策行動計画が策定されました。また今年1月には改定がなされておるところでございます。国の行動計画にある想定をもとに愛知県における流行規模の推計によると、県民の25%、約73万人から140万人が罹患すると想定されております。入院患者及び死亡者数は入院が14万人、死亡者数が4万5,500人になっております。

また、行動計画では、フェーズ、段階ということでございますけれども、段階1からフェーズ6で、フェーズごとに計画と連携、それから監視体制、予防と封じ込め、医療及び情報提供・共有の5分野について具体的な対策が定められております。対策にはAの外国で発生している場合、それからBの国内で発生している場合に分けられておるところであります。

主な内容につきましては、対策本部の設置、タミフルの備蓄、医療機関の整備、発生に備えて各対策の手順を整備となっております。

新型インフルエンザ対策につきましては、市町村ごとに対策計画を策定するのではなく、県ごとに作成し、市町村は県の新型インフルエンザ対策行動計画に基づいて対策を行うものでありまして、当町といたしましても、県から要請、指導がありましたら、それに基づいて

行動、または対策をしていきたいと考えております。

それから、3点目でございますけれども、医療体制であります、愛知県は国の要請を受けて抗インフルエンザウイルス薬、商品名タミフルでございますが、この備蓄を開始をしました。その備蓄目標数量といたしましては58万8,000人分で、1人分の治療に要する量が10カプセル、1日2カプセルの5日分であり、人口の約8%であります。また感染症の指定医療機関といたしましては、第1種感染症指定医療機関としまして、名古屋の第2赤十字病院に2病床が確保されているようです。また第2種感染症指定医療機関といたしましては、県下10地区で9施設、62病床が指定されております。この地区におきましては海部津島では海南病院に6病床、それから名古屋市内では名古屋市立の東市民病院で10病床であります。

医療機関は新型インフルエンザの疑いがあるときは、これにつきましては保健所への通報が義務づけられているところでございます。

それから次に、4点目でございますが、食料の備蓄などの勧めはであります、県からの依頼に基づき、広報の1月号に新型インフルエンザについてと題して、後段で新型インフルエンザが大流行する不要不急の外出を避ける必要があるため、ふだんから2週間分程度の食料品などを備蓄することをお勧めしますと掲載をすることを、今現在進めております。今後は定期的に広報活動を進めていきたいと考えております。

また、愛知県の新型インフルエンザ行動計画では、在宅等の支援はフェーズ6で、一般の社会で感染が増加し、維持している場合は、新型インフルエンザに罹患し在宅で治療する者等への支援が行われることになっております。他の者に対する食料、日用品等の供給、備蓄については行動計画に明記されていないのが現状であります。

最後になりましたけれども、外出後の手洗い、うがいの励行、または室内湿度を60%以上に保つことで感染が防げると言われております。

私からの答弁は以上でございます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

私のほうからは2番目の質問で、従来のインフルエンザでありますと児童・生徒がある程度休んだ場合には休校となりますが、新型インフルエンザでの判断基準はどうかという質問であります。

新型インフルエンザにつきましては、実は現在のところ文部科学省、それから愛知県教育委員会からも、まだ具体的な通知というものはこちらのほうには来ておりません。基本となります行動計画につきましては、厚生労働省のものを受けて文部科学省が新型インフルエンザ対策に関する文部科学省の行動計画を実は作成しております、近々、先ほど民生部長が言いましたように、愛知県の行動計画がございますので、それを受ける形で県の教育委員会からも出されてくるのではないかと、そんなふうに思っております。今のところはそういう行動計画自体がないものですから、文部科学省の行動計画に沿ってもその対策について述べ

ていきたいと思っております。

まず、文部科学省での行動計画では、学校で患者が発生したような場合は、学校の全部または一部の臨時休業の措置を講じることにについて直ちに検討をし、適切に対処することと、また関係する地域においても学校の全部、または一部の臨時休業の措置を講じることにについて、必要に応じて検討することということになっております。ですから、当該の学校だけではなくて、近隣の学校も含めて臨時休業という形になるのかなと、そんなふうに考えております。

また、国内で大流行したような場合は学校の閉鎖を行うとありますので、そうなった場合は蟹江町の学校についてもすべての学校が休校になっていくと、そんなふうに考えております。休校期間につきましては、現実にはちょっとわかりませんが、流行期に合わせて設定されるということになりますと、先ほど議員の質問の中にもありましたように、大体2カ月、長い場合で2カ月程度になるのかなと、そんなふうに考えています。

先ほど言いましたように、今後県教育委員会からも通知が近々あると思っておりますので、近隣市町村の教育委員会とも連携をとって適切に対応していきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○12番 山田乙三君

答弁ありがとうございました。

最後に、町長さんにもご所見をいただければということで再質問をしていきたいと思っております。

私がいろいろと専門的な形になるものですから、いろいろな新聞の切り抜きやら資料やらでもって知識を得たわけですけれども、少しでもお役に立てれば。何回も言いますけれども、タイトルで杞憂であれというのは本当に取り越し苦労ということを念じるわけでございます。いったん起きたら、これはもう本当に大変なことになるということでございまして、いわゆる手をこまねいておるといことは許されるすべもございません。そういうことで、少しうんちくを含めて申し上げたいということで、少しお時間をいただきたいと思います。

新型インフルエンザの治療薬といたしましては、先ほど言いましたようにタミフルが主でございますけれども、それからタミフルとプレパネドミックワクチン、あるいはリレンザ、これは吸飲薬で鼻から吸飲させるものらしいですけれども、アマンタジンなどがあるということで、そんなに余計あるわけじゃないということですね。これもなかなか生産が追いつかないという状況で、非常に先ほどの答弁にございましたように限られていると、こういうことでございます。

タミフル、リレンザも、これはよく知っていてほしいですけれども、ウイルスをやっつけると、駆除するのではなく、増殖を防ぐための薬であるということなんで、それでも飲まな

いより飲んだほうが良いということでタミフルやリレンザを服用するわけですが、いずれも発症後2日間、48時間以内に投与をしなければウイルスが体内でわっと、パンデミックと言いましたけれども、増殖しちゃうと。そのため効果は期待できないと言われている。本当に速やかな処置が必要だということですね。既に、タミフルにつきましては耐性を持つウイルスが人に感染した症例さえ報告されているのであります。

本当に、何回も言いますけれども、厄介な厄介なウイルス、この上ないのでございまして、新型インフルエンザがもしパンデミック、感染爆発したならば、ならばじゃなくてね、いつどこで、いつじゃなくてもいつどこでパンデミックするかが問題になっている。もしじゃなくて、いつどこでということの状態に来ているということをつかんでいかなければならない。こんなことはないだろうと、もう死ぬことがあるはずはないじゃなくて、いつどこで大爆発を起こすだろう、感染がずっと押し寄せるといって世界保健機構なんかも心配しておるわけでありまして。

いずれにいたしましても、当然ながら予備知識が本当に大事でありまして、新型インフルエンザはこれまでの、何回も言いますけれども、感染症とは違う、こういうことの認識を持って、肝に銘じていかなければならない。起きてからではとても後手後手となっちゃって、もう非常にかなりの方が亡くなって、感染から感染に次ぐ感染になるということですね。

ですから、先ほど教育次長からも答弁がございましたけれども、とにかくもう四国やあの辺、広島あたりでそういうことが言われたら、もう即休校なんです。例えばネットで調べてください。刻々とその情報があります。県からどうだ、ああじゃなくて、蟹江町の教育委員会として対応はどうだと、こういうことがインターネットで刻々と出ていますので、これもまた新聞でも私切り抜いてありますけれども、そういう情報を担当部長として絶えず入手して、即対応していただかないとえらいことです。学校の中でそういう新型インフルエンザの人が発症したらなんて、そんなことは言っておれませんから、そんな悠長なことはもう言えません。そういうこととございまして。

それで、啓発の講演会、新型インフルエンザに対する啓発の講演会の開催も有効な方法であると言われてますし、先ほど答弁でございました不要不急の外出を控える、あるいはマスクをする、うがいをする、手洗いなどをする、当然でございます。発生時の行動計画、言うなれば対策行動計画でございますけれども、パンデミックマニュアルなど町民対応マニュアルづくりを本当に早急にしなければならぬと私は痛切に思っています。県からご指導を受けるだとか、そんな悠長なことはないですよ。蟹江町は蟹江町で県からのそういった情報も入手しながら蟹江町の独自マニュアルを絶対つくっていかねばいかん、私はそう思っています。

それともう一つ、町の危機管理上の問題点としてとらえても決してオーバーではございません。もうとにかく社会が麻痺するといえますかね、そういう状態であるということは読め

ば読むほど怖くなって来る、こういう状態ですので、企業においてはパンデミックマニュアルをもう当然つくっておられますし、テレビでもやりましたけれども、会社の中でそういう新型インフルエンザのウイルスが入らないような装置もつくっている。企業がもう仕事が続けていかれない状態なんで、そういう対策もとっておられる薬品会社ももう既にございます。これは私が言うまでもなく、テレビでもう過日やっておりました。

そういうことで、それと費用もかなりかかりますので、よく言われますように町の身の丈に合った対応は当然必要でありますし、保健センターを中心にされるのかプロジェクトチームを組まれるのかわかりませんが、とにかく先ほども答弁にありました蟹江町広報の中でずっと啓発の文章を書いて町民に知らせると、こういうことも大事な一つですけれども、そのほかに例えば発症したと、例えばAという開業医に行ったけれども、病院の先生のいわゆる処方せんといいますが、先生の許可が要るということですから、簡単にタミフルは入手できません。ですから、車で行ったけれども、実はその病院が閉鎖しちゃって、そこが感染の場所になるからうちはどうもならん、そういうお医者さんも2軒に1軒は私はあると思います。これはいろいろ資料を調べましたけれども、どうもならんと。ですから、そこへ来たがためにもう新型インフルエンザうつっちゃうから、もううちは休院すると、こういうことの調査もぜひともしていただきたい。この辺だと海南病院と言われましたけれども、それじゃ先生に電話で保健所を通じて先生にやって、タミフルをじゃ差し上げるわと、処方するわと言われた場合に、その移送手段は救急車を使うのかどうするのかこうするのか、こういうことも消防署との連携、保健所、消防署、それから保健センターとかね、こういうことも初歩的ですけども、大事なんですよ。

ですから、何回も言いますがけれども、杞憂であり、杞憂であり取り越し苦労であってはならないよということですけども、もし、もしじゃなくて、いつでもどという状態であることだけは肝に銘じておいていただきたいと思います。そういう点も含めて、町長さんのご所見等をいただけたらありがたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えを申し上げます。

大変恥かしいことではありますが、私もこの杞憂という言葉を実は今回の一般質問の中で初めて知りました。辞書を調べさせていただきました。取り越し苦労であったらいいなと、そんなような意味だということも書いてございました。転ばぬ先のつえ、これもよく似たような意味合いの言葉だと思います。安心・安全のまちづくりのためには、やはり転ばぬ先のつえ、これは一番必要なことだと思います。そして、今回のこの新型インフルエンザのことにつきまして、いろいろ新聞等、雑誌、それからマスコミ等にも実は流れております。

蟹江町といたしましても、先ほど来担当がおのおのご答弁をさせていただきましたが、い

ずれにいたしましても、県の対応だけに任せられる状況じゃない、これも十分承知をいたしております。ただ、一番気をつけなければならないのは、情報が先走ってしまって、いたずらに皆様方に不安を与え、全体が動揺をすることによっていわゆる精神的なパニック状況を起こす、これも大変危惧されるわけでありますので、そういうことも十分考慮をいたしまして、蟹江町でできる限りのことをさせていただくべく、医師会の皆様方、蟹江町の医師会のみならず海部郡の医師会、それから津島の医師会も含めてこれは対応すべき問題だと思っておりますので、きょうご指摘をいただきましたことにつきましては、今後我々のほうで十分検討させていただき、またそのような対処をさせていただきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○12番 山田乙三君

どうもありがとうございました。

この新型インフルエンザにつきましては、9月に公明党の松本議員からも質問がございました。皆さんそれぞれ危機意識といいますか問題意識を持っておられるなど、私はこれについては以前からずっと温めておりまして、あってもらっては困る、来てもらっては困る、発症してもらっては困るという、念じている、いや念じるような思いでおったわけで、現実にもしじゃなくて、いつどこで爆発するのかなというのが今の現段階での状況で、確かに流言飛語をあおったり、そういうつもりはさらさらございませんし、ただ地震のように局所的じゃなくて、例えば救援物資をやるにも本当に困ると想定されるわけで、それぞれが自分の身は自分で守るという観点でいかなければならない。こういった一般質問を通じてね、ぜひとも蟹江町も県からの情報、いろいろなインターネットからの情報も入手していただき、パンフレットや町民への啓蒙活動に力を入れていただきたいということを要望申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、山田乙三君の質問を終わります。

質問4番 中村英子君の「突然、解雇された人たちへの生活支援策は」を許可をいたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○8番 中村英子君

8番 中村でございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思っております。

最近の新聞、テレビ等のニュースがありますけれども、報道されるその中心は経済の後退、非常に不況が進行して大変な状況が世界のみならず日本にも及んでいるということでありまして、

まず最初に、アメリカに金融不安というものが起こりました。それが急速に全世界に広が

っているということでもあります。この金融不安というものが何でどうして起こるんだろうかというようなことにつきまして、全く私たちとしては理解を超えるわけですがけれども、過去にありましたガソリンの高騰のように、ごくごく一部の巨大な資本を操る投資家たちによって故意にもたらされているものなのか、またあるいは経済運営上不可避なことなのかというようなことさえも、私のレベルではわからないことでもありますけれども、そのことが原因で瞬く間に世界の経済を悪化させているというのは事実のようでもあります。

その火の粉が日本国内の産業にも大きな影響を与え、ことしの企業の倒産件数は戦後最大になるということでもあります。上場企業を含めまして、上場企業30件以上というようなことでもあります。その他中小の企業がありますけれども、戦後最大の規模で倒産があるということでもあります。そしてまた、派遣や期間工といった非正規の労働者を中心といたしました解雇が全国的には数万人、この東海地方でも数千人に上るだろうというふうに言われております。まさしく倒産と失業の嵐がこの年末に吹き荒れているといった状態です。

中でも優良な企業でありまして、世界のトヨタといわれました製造業を中心としております大手の会社、また電気業界などがありまして、これらの会社もその解雇する労働者の数を発表したりいたしております。最初に首を切られるのは非正規雇用の労働者、つまり派遣や期間工として働いている人たちだということでもあります。突然首になりまして収入を失い、同時に会社の寮などから出て行くように言われて住まいも失うという大変過酷な状況が生まれているということでもあります。

非正規雇用の労働者の数といいますのは、今や日本全体の労働者の数の中で3分の1に達しているということでもあります。非正規雇用の中にはパートやアルバイトもおりますけれども、製造業の派遣労働者、期間従業員というものを数百万含まれておりまして、この方々が蟹江町の中にいるのかいないのかということ、よくわかりませんが、当然このトヨタを中心とする製造業に働いている多くの人たちがおりますので、この蟹江町民の中にもこの影響を受け、そして首になったり、それから住まいに対する心配もしたり、つまりあすの生活ですね、あすの生活が失われてしまうような状況が発生するのではないかというふうに思いますけれども、町内の現状の認識と、この人たちに対する当面の緊急の支援の取り組み等について、その中身をお伺いしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。

世界的な金融危機の影響で製造業を直撃、自動車産業を中心に非正規雇用者、この解雇が大変心配されていると。当然町内にもその対象となる方々がおられるであろうと、その支援とその取り組みについてお尋ねでございます。

この問題につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、アメリカのサブプライムローン問題に端を発しまして、世界的な経済危機の影響が日本にも大変心配されておま

す。

11月28日付の新聞報道、先ほど議員がおっしゃいましたように、全国的には少なくとも約3万人、この3万人の非正規労働者が10月から来年の3月までに職を失う見通しであると報道されております。この3万人のうち愛知県では4,000人を超えるとも言われております。そのことを受けまして、国におきましては緊急雇用対策本部を設置いたしまして、国民生活の安全・安心づけのため緊急総合対策を打ち出しているところでございます。特にその中では、家計や企業への影響が大変懸念されるために、まず第一番の目標といたしまして、生活者の不安の解消が盛り込まれております。

議員のご質問にもございましたように、突然解雇され、瞬く間に収入が途絶え、あすへの住まいを失うおそれのあるパートや派遣などの非正規労働者、これが安心して働き生活できる環境の整備を重点として図るとしております。

盛り込まれた具体的な施策といたしましては、労働者の派遣制度の見直し、それから非正規労働者の雇用の安定対策などがございます。愛知県におきましてもこのことを受け、知事を本部長とする産業雇用対策推進本部会議を開催いたしまして、この問題に取り組むとしております。

海部地域の現状でございますが、求職の傾向といたしましては、動き自身は穏やかであり顕著な件数の増加は見られておりませんということでございました。町でも当然対象者があると考えられますが、雇用対策や失業対策、それから福祉対策などの対策のほとんどは国や県が実施をいたします。まず町といたしましてはハローワーク、海部地域の対策窓口となるわけでございますが、このハローワーク津島、津島の公共職業安定所でございますが、これと緻密な連携をとりまして、国や県が示す、また示されております対策の内容、それから活用方法、この辺の周知やPRに努めていきたいと考えております。

また、対象者からの問い合わせ、これに対応するために窓口の充実を図り、まず情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今のご答弁ですと、具体的にどういう手を差し伸べることができるのか、また果たして町内にはどれくらいの方々がそのような状況になってしまうのかということはよくわかりません。今のご答弁の中では、蟹江町にもこの緊急の対策本部をつくられたんでしょうかね。県のことなんですか。

(発言する声あり)

ああそうですか。

そうしますと、今のご答弁ですと雇用対策と失業対策というような観点から、ハローワークと連携しながら窓口を充実したりして、これに取り組みたいというお話でありますけれど

も、具体策は全然見えてきません。

厚生労働省が12月12日に発表いたしました具体的な支援策ですけれども、この支援策の中には入居を失業に伴って社員寮を追い出されるとか、そういう人たちに対して半年で最高180万円の住宅生活支援金を貸し付ける方針を決めた。これは一時補正の中での対応で十分であるというような発表がございました。そして、失業手当の対象にならない、もらえない雇用保険加入者には家賃の補助として月上限6万円、生活費として同15万円をいずれも最長6カ月貸し付けるというような、この具体的な支援策が厚生労働省から発表されておりますけれども、このような具体的な中身の通達といたしますか、実施時期といたしますか、そういうものに対して町のほうに押しやれるんだとか、やっていけるというような具体的な通知などがありましたでしょうか。それに基づく支援なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

議員のご質問にあります具体的な対策につきましては、津島の職業安定所も含めて聞いてまいりましたが、まだ細かい明示はしてございません。今後また内容が届きましたら早速精査をいたしまして、町の対策をとりたいと考えております。

○8番 中村英子君

麻生政権は非常に後手後手だと思われませんか。今も既に首になったり、それから住まいを失ったりしてホームレスになるような状況の人たち、若者というものが発生するその瀬戸際、もうどんどんこれは発生していくのではないかと、そういう事態にある、緊急事態にあるわけですよ。しかし、今もご答弁がありましたように、具体的な支援策というものは国のほうから来ていないんですね。後手後手になっておりまして、一体この人たちを本当に救済する気があるのかどうか不透明であります。

ですから、私は蟹江町としてもそのような人たちを把握できるとするならば、町としてやはり当面つなぎ的にも手を差し伸べるということが必要ではないかというふうに思うわけです。ですから、その点についての私はご答弁をしていただきたいと思っております。

蟹江町内には外国人の登録者数というものもあります。外国人は派遣や非正規で働いている人は大変多いわけですが、世帯数としては823世帯はそういう世帯があるというふうになっておりますし、また母子家庭の皆さん、年収200万円以下でしか収入がなく生活もぎりぎりであるという母子家庭の皆さん、そういう方々がこの解雇の対象になったら瞬く間に生活に行き詰まるわけですから、その辺のところはリアルタイムで町内の状況を把握できるのかどうか、把握できないとすればどういう方法を考えられるのかとありますけれども、リアルタイムでその人たちの数なり状況なりを把握するということが難しいかもしれませんが、そこまでしていかないと支援の手というものは差し伸べていけないわけですから、その点についてももう少し具体的な行政としての取り組みや熱意を伺いたいと思っております。

○産業建設部長 河瀬広幸君

生活困窮者を含めた実態数の把握についてお尋ねであります。

議員おっしゃいますように、外国人登録とかそれから母子家庭等については、これはデータで把握は可能だと思います。また社保から国民健康保険への切り替え等を含めまして、そのことは若干つかむことが可能かと思いますが、フリーター等、特に非常に難しい状況がございますので、県のほうにも問い合わせたところ、具体的な対策を打ち出す県といたしましても、その実態の把握は難しいであろうという回答でございました。

ただそんな中でも、特に生活困窮者、こういう方たちが町内には民生委員さん等がございますので、そちらのほうにご相談があった場合につきましては、私ども民生部局と連携をとりながら、その実態の把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

○8番 中村英子君

今民生委員等を通じながら実態の把握に努めたいというご答弁がありました。早急にぜひこれは民生委員をはじめ町内会もありますし、いろいろな方法があると思っておりますけれども、解雇された人たちの状況について現状を把握するという努力を早急にしていただきたいと思っておりますし、また早急にしてもそれに対して支援の手が差し伸べられなければ、事実を知ったからと言ってもどうすることもできませんので、それに対して緊急当面の支援ができる中身、ではそういう人たちがこれこれこういうふうにおりますよと言ったって、そこにどういう手だてができるのかという中身がなければ、またその人たちを救うことができないわけですから、その中身というものについてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

生活費などの貸し付けということになるかと思いますが、当町では平成2年度まで暮らしを育てる資金を金融機関に預託して貸し付け制度を持っておりましたが、利用者の減少などの理由で廃止したという経緯もあり、現在このような制度がないのも実情であります。生活費などの貸し付けにつきましては、町の社会福祉協議会に小口資金の貸し付け制度があります。この制度につきましては、生活費などのつなぎ資金ということで、二、三万円程度の少額の貸し付けとなっているのが現状であります。

さきの県会でも知事が若干答弁されておりましたが、県の社会福祉協議会には生活福祉資金、離職者支援資金という貸し付け制度がありますので、相談者につきましてはこのようなことを紹介をしていきたいと、この制度を紹介していきたいというふうに考えております。

制度の内容につきましては、貸し付け対象は生活中心者の失業により、生活の維持が困難となった世帯など、また貸し付け期間は貸し付けを希望する月から12カ月以内の期間で、貸し付け限度額につきましては月20万円の最高240万円であります。特に単身者の貸し付けにつきましては先ほど言いました2分の1ということで月額10万円になるわけでございます。

それから、町の考えでございますけれども、現在の生活費の貸し付けにつきましては、現

在のところで新たに制度の創設は現在考えていないもので、できるだけこの県制度をご利用いただくように紹介していきたいと思います。

ちょっと申しおくれましたが、この制度、県社協の制度を利用する場合は町の社会福祉協議会を通じて県社協のほうへ申請ということになりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

今、県の制度について説明がありましたが、この県の制度について知っている人がおりますか。私は知っている人はいないと思いますよ。そしてまた、町の窓口のことですけれども、社会福祉協議会におきまして小口資金として生活困窮者に対して二、三万円の貸し付けをしているとかというご説明がありましたけれども、問題はそんな程度の問題ではないんじゃないでしょうか。

そして、なぜ町民である人たち、蟹江町にも長い間税金を払ったり町で暮らしている町民がそのような突然の解雇で収入と、それから住まいを失ってしまうと、あすはホームレスかといったような人たちに対して、なぜ町としてこういう手を差し伸べる支援策がありますよと、ですから民生委員の皆さんや町内会の方々にそういう方々がいらっしゃれば、町に相談してくださいということが初めて言えるんであって、町として何の支援策も持っていないのに、相談してください、相談してもらいました、県を紹介しました、今も言いましたように県の中にはこのような制度がありますので、県の窓口に行つて県に助けてもらってくださいと、そういうふうに分かるわけですけれども、果たして蟹江町民がたとえ数人でもそのような目に遭ったときに行政としてそんな態度でよろしいんでしょうか。きちんとした対応策、つなぎ的な制度というものをつくつて対応していくべきではないでしょうか。

蟹江町の社会福祉協議会でもせんだつて私も指摘させていただきましたけれども、1億円もの預金を預金通帳のまま持っているということをおし上げました。1億円を預金通帳で持っていて明日ホームレスになるかどうかかわからない人たちに対して、社会福祉協議会としても町としても何のお金も貸し付けもしません、何の支援もしませんという、そういう態度でよろしいんでしょうかね、その辺のことについてご答弁いただきたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

今回議員からご質問いただいた際にも、特に速やかな貸し付けはどうかということで社会福祉協議会のほうにもお聞きしたわけでございますけれども、現在のところ町の社会福祉協議会としてもこの貸し付け資金の制度、特に原資が現在乏しいところもあるということをお聞きし、その増額等もお聞きしたんですけれども、現在のところ急な対応はできないということでありまして、町の社会福祉協議会といたしましては、県のこの先ほど言いました生活福祉資金の貸し付け制度を紹介しご利用いただくということで進めていきたいということの

言葉を、町の社会福祉協議会からはいただいております。

町といたしましても、やはり冒頭に言いましたように、急なことでありまして速やかな制度というものを制定することが難しいではないかということもありまして、私どもといたしましても、現在速やかにご利用いただけるように、県社協の制度をご紹介し勧めていきたいというふうに考えております。

○8番 中村英子君

それでは、お伺いしますけれども、その県の制度というのは最近どれぐらい利用されているんですか、どういう状況にありますか、利用実績についてお伺いしたいと思います。

○住民課長 犬飼博初君

県の生活福祉資金の現状でございますが、今のところ18年度でございますが15件貸し付けをいたしております。

以上です。

○8番 中村英子君

その15件というものの中身はちょっと今よくわかりません。しかし、今ご答弁をいただいている限り、町としてこの方々に対する支援策や手だては何もしないということですね、結論的には。町はその方々に対して支援の手を差し伸べることはありませんという答弁だと思うんですね、結局は。ですから、町としてそういう方々に手を差し伸べる気がない、そういう行政であるということで、町長、よろしいでしょうか、お伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに中村議員のおっしゃってみえることは十分わかりますし、きょうここでご参加の議員の皆様方も十分それはご理解いただいていることだと思います。ただ、今それぞれの生活困窮者、そして今そういう生活に非常に困った状況にあられる方につきましては、それぞれやっぱりその事情があるかと思っております。個人情報固まりでありますし、先ほど来担当が申し上げましたとおり民生委員の方にお任せしているわけではございません。何かがありましたら当然相談には乗らせていただきますが、しかし、それぞれの方に町が貸し付けの制度を新たに創設をしてというのは、すぐこの場でお答えする、そういう時点には今立っていないということでございます。ただ、社会福祉協議会として県にはこういう制度がございます、町としても今現在小口の貸し付け資金もございます。確かに周知徹底をしていなかったこともあったかもわかりません。それと先ほど来ご指摘をいただきました1億円のいわゆる財政調整のお金とは別物の話であります。ただし、社会福祉協議会の今後のあり方としても今後我々としても相談をさせていただき、今後のお金の使い方については十分皆様方と協議をしていただく場がこの先あるかと思っております。ただし、そういう生活困窮者の方に対して救済する気はないとか、そういうことではございませんので、決して過度な発言だけ

は差し控えをいただきたいなど、こんなことを思っております。精いっぱい努力はさせていただくつもりではございますが、具体的にどういう状況であるかということがまだ見えてこない状況の中で、我々のきちっとした回答ができないという状況でありますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○8番 中村英子君

既にこの報道がされてから一月以上の月日がたっていると思いますね。しかも、今回の不況というのは今までかつて経験したことのないような大きな規模のものであって、そして、その数も非常に、町内の数というのは私はよくわかりませんが、非常に大きな打撃を労働者に与えるものであると。これは通常の不況とかいうことではなくて、今非正規雇用の人たちが対象ですけれども、新たには正社員にも及ぶのではないかと行って、大変に大きな打撃を受けている経済状況の中で起こっていることであります。

かつて日本にはホームレスになるといったような人は非常に少なかったわけですが、今この格差社会の中で低賃金で働いている人たちは、瞬く間にそういう立場になってしまうということなんですね。そこで私は強くこの人たちをそのような目に遭わせないためにも、水際で町としてこれを救い上げる手を差し伸べるという政策をつくるべきだというふうに私は考え申し上げているんですけれども、今の町長のご答弁ですと、何をどう言っても現時点で町は金を出しませんと、手を差し伸べませんということを明確に私言っていると思うんですね。もうこれは一月以上もたっていますよ。質問を出してから1週間はたっています。これは一般の人たちが聞けば、町としては1円のお金も出しません、何の手助けもしません、よそで助けてもらうところで助けてくださいという姿勢であるということは何、そういうふうには受けとめられますけれども、そうでないとするならね、町としてこれこれこういうことを少なくとも一つぐらいはやりますよと、一つぐらいは何かして、そういう人たちを救済しますよということを出してもらわない限り、これは町は金も何も出しませんというふうには受けとめられますよ。

ですから、これを救済する気があるならば具体的に、検討するというのではなくて後手後手に回って、もう既にどんどんそういう人たちがもしかしたら出ているかもしれないわけですから、そんな悠長に研究して後からどうこうしますとか、そんな状況ではないと思うんですね。その辺の認識はとても他人事に思えますけれども、もう一度町長にその辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○町長 横江淳一君

私の答弁の仕方が大変不適切であったかわかりませんが、その生活困窮者、そういう方、そういう方と大変抽象的な発言を議員がされてお見えになりますが、どういう方がどういう状態でどうなったかということにつきましては、大変個人情報であるというのは私はそういう申し上げ方をいたしました。ただし、本当にあすへのお金がない方、そして食べる物が全

くない、もうどうしたらいいんだろう、目の先が真っ暗だ、本当にこういう状況の方がお見えになれば地域の方、嘱託員の方、それから情報をとれるだけの方に情報をお願いして、今実際は担当の者にもこの質問をいただいてからお話はさせていただいております。しかし、今現在幸いなことにということなのか、私の情報不足なのかわかりませんが、そういう状況の方がまだ我々の耳には来ておりません。

ただし、世間一般からすると大変状況が悪いということは事実であります。私の友達でもあすをもしれないのも何人かおりますが、そういう方を、では即蟹江町がすぐこうしましゅうああしましゅうという、この今の段階では今言えるわけではございませんが、しかし、決してそういう方を見殺しにして何も町はしないんだ、そういう発言は一つもしておりませんので、何とぞその点は、中村議員、ご理解を賜りたいと思います。

ただ、この先本当に正規職員、非正規職員の域はございません。正規職員でも製造業のこれからの衰退とともに直接解雇ということもあるかもわかりません。我々もそれは十分危惧をいたしておりますので、その情報が我々に入った時点で、当然これは進めていかなければならない重要な施策の一つだというふうに今考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○8番 中村英子君

個人情報を守ることはやめていただきたいと思うんですね。個人情報のことをとやかく、個人がどうだとかこうだとか言っているんじゃないんですね。町に対してそのように生活ができないという人が来たときに、こたえられる施策があるかどうかということをお聞ひしているわけですから、個人情報を盾にとってそれがああだこうだというのは検討違いな話でありますから、そのようなご答弁はやめていただきたいと思ひますし、町がこれを重要な施策だと思ひているというふうに町長は言いましたけれども、重要だと思ひているんだしたら、それは具体的な案を出してください。気持ちを持っておったって届きません。

今、石原民生部長は過去においては蟹江町でもそういう人たちに対応するような、その貸し付けの枠だとか、そういうようなものを持っていたというようなご答弁がありましたけれども、もしかしたらそういうものも復活するのがいいのかもわかりませんし、それはもう具体的なことを言っただけかなければ、あす困っている人たちに対して何の回答にもならないということをおまづ申し上げたいと思ひます。

次ですけれども、少しこれは難しい質問になりますが、非正規雇用の労働者の増加ということですが、製造現場で働く労働者が非常に増加したわけですが、この背景について少し指摘をしてみたいと思ひます。

この製造現場への労働者の派遣が解禁されましたのは、2003年6月の労働派遣法の改正でありました。この改正に至るまででは経団連の皆々様方、大企業の方々の大部分が自民党や公明党に要望をし続けまして、企業の側のコスト削減というような観点から大企業の経団連

の皆さんたちが自民党に働きかけをいたしました結果、2003年6月にこのような法改正が行われました。それで、この法改正によりまして大企業のほうは、いつでも簡単に首にできる、簡単に雇用調整をすることができる、そういうシステムを手に入れたわけでありまして。ですから、今一番喜んでいるのはこの法改正をしてもらって、この大不況になり、たくさんの雇用調整ができる、どんどん首にできると、そして会社は従来の利益で安泰だと言って内心手をたたいて喜んでいるのは、そういう皆様方じゃないかなというふうに思います。

この解禁された結果、今申し上げましたように、数百万の労働者が出ましたけれども、どうなったのか。多くの若者が派遣や期間工としての働き方を余儀なくされましたので、彼らは短期間で幾つもの会社をさまよいまして、常に雇用に対する不安を持ち続けます。そしてまた、低賃金でぎりぎりの生活をせざるを得ない、いわゆるワーキングプアの状態になってしまっているわけです。正社員になる道はほとんどありませんので、夢も希望もありません。このような若者は結婚することもできず、明日への希望もなく苦慮しているわけですが、数百万の若者たちがこの5年間にそういう状況で出現してきたという現実であります。

これは自公政権の結果であります。自民党政権と公明党政権によって働く皆さんの権利は奪われてしまったと。しかも、これに対して何らセーフティーネットをつくらないまま製造業の派遣を解禁した結果だと思えます。こういうような法改正によって社会の構造が大きく変化するような、そんな結果をもたらした。これは本当に経団連の方々、また自民党・公明党、自分さえよければいいというような人たちによってもたらされたのではないかと、私はこのように思えてなりません。

この働く若者のワーキングプア状態に対して、どのような対応がしていけるのかと言われても、一地方自治体でこれに対して対応するということはできないというふうには思いますけれども、しかしこの国の施策は今も申し上げましたように、社会構造に大きな変化を及ぼし、将来的にはこの層に対して税金を多分に投入しなければ国家が成り立たないような、そんな状況をつくり出しておりますので、私はこれは国は言うまでもなく県もそうですけれども、自治体も一緒になってこのような社会構造に対する何らかの支援ではありません、構造を変化するような施策というものを打ち出していかない限り、この日本のこの若者たちの夢や希望を新たに持ってもらおうということではできないと思っておりますので、その辺に、負の社会的な現象にありつつある問題に対して、行政担当者の町長としてどのようにお考えなのか、またこれを何とかいい方向に持っていくための国や県への要望なり何なり、政権が変わってもらうのが一番いいんですね。政権交代をしていただいて民主党政権にさせていただければ、働く労働者の側に立ってこのような雇用に対しても何らかの手だてを尽くしていくことができると思いますが、それまでのことですが、どのような認識のもとに各施策を行おうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

先ほど来ご答弁を差し上げております。本当に大変な世の中が来てまいりました。先ほど高阪議員のときに来年度はどうするんだ、続投をというお話の中で、今航海から無事に帰ってこられるかどうか分からない状況であると言ったのも、私はその自分の考え方の一端を申し上げたわけであります。

これは、このような状況になったのは、ではだれの責任なんだと。私はこれは今の政権が悪い、確かにそれは一言で言ってしまえばそれになってしまうのかもわかりません。しかし、この社会構造の変革というのは、先ほど言いましたように一地方自治体の我々が一生懸命に努力をしてもなかなかし得ないこと、これはご理解いただけると思います。ただし、たびたび議会の質問でもございますこのワーキングプアといったもの、これの実態については報道等でされる以上に多分人口が今ふえてきているのではないのかな。ただ働きたくても働けない方、それから働こうとしない方、これも中にあるわけですね。それで、正規雇用があるんだけれども、正規雇用をあえて拒否をして非正規雇用に入る人、それぞれあると思います。そんな中で、このような急激な経済変化の中で大変その渦中に入って今苦悩してみえる、これは十分わかっております。

ただ、私一人の考えで政権がどうあれということは申し上げるわけにはまいりませんが、しかし、この地方自治体、小さな地方自治体で、この蟹江町の町民の中で考えることがあれば一生懸命皆さんと一緒に考えていきたい。先ほどの貸し付け制度のことも含めまして、これはもう最重要課題として我々職員一緒になって考えていき、また議員の皆さんにもご提案を差し上げる時があるかも知れませんが、今現在、本当に我々も困った状況であります。そんな今答弁しかできませんが、一生懸命この状況に対応すべく今後も対処していきたい、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番 中村英子君

それでは、町長は今、町内で考えてみるものがあれば私としても提案できるかどうかは別にしても、何とかその手だては考えていきたいというわずかな気持ちはおありのようでありますので、ぜひともあすの生活が困ってどうしようもないと、また国へ帰るお金もないと、国というのは北海道や九州の場合もありますし外国の場合もあるかもしれませんが、そのような窮地に立たされている方々に対して、町として私は施策が打てるんではないかと思ひます。これに莫大なお金が掛かるわけではないと思ひます。これに対して私は町長が真摯に受けとめ、町としての独自の政策をつくり、その方々に速やかに対応できるような体制をつくっていただくことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

ちょっと時間前ですが、暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

暫時休憩といたします。

(午前 11時50分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

それでは、質問5番 伊藤俊一君の「中瀬台団地と西之森の境・中瀬2号水路を浚渫せよ」を許可をいたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きをください。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「中瀬台団地と西之森の境・中瀬2号水路を浚渫せよ」と題しまして質問をさせていただきます。

農業用水路として以前は機能しておりましたパイプラインが設置をされ、現在では工場排水や家庭雑排水が流れ込み、排水路として機能をしておりますが、水の流れがなくなったときに工場排水や家庭雑排水が腐り、悪臭が発生する状況であることは、町当局担当課は既にご承知のとおりであります。特に排水路に隣接の西之森地区、中瀬地区の住民の方々より西之森区長、中瀬台町内会長に苦情が多く寄せられております。

19年6月議会で一般質問をさせていただいたことでございますけれども、中瀬台団地北の水路の浚渫工事についての答弁によりますと、水路が佐屋川に合流する部分の手前で水面に浮上汚泥が広い範囲で存在をし、これも悪臭の原因の一つと考えられ、この浮上汚泥の発生原因は単に生活排水、産業排水によるものや、沈殿物内の細菌がガスを発生し汚泥を浮上させたものと考えられると答弁がございました。また、油の流出は浄化槽などの管理が原因と思われる、関係施設を指導しておりますとの答弁がございました。

法の遵守は当然であります。企業のマoralが重要視される現在、関係先は現況を確認させ改善をしていただくよう指導をしていただきたい。対応策としては、浮上をしているスカム、いわゆる浮上汚泥をバキューム車で除去し対応したいとの答弁がございました。バキューム車で除去を実行していただきましたけれども、翌日に雨が降りましてバキュームカーで除去した効果は全くなく、近隣住民の方々よりおしかりを受けたわけでございます。

また、19年7月5日に中瀬台公民館において中瀬台地区のまちづくりミーティングが開催をされました。その意見交換の中で、中瀬2号水路の対応策として浮上汚泥をバキューム車で除去をしたことは何の意味もないことで、税金の無駄遣いとの意見が出されました。住民は効果は全くなかったと思っているのでございます。私は、今後の対策としては浚渫工事を早急に、水の流れをつくること以外に方策はないと考えております。

そこで、1点目の質問でございますけれども、平成19年6月議会での一般質問で、中瀬2号水路の浚渫工事を急げに対しての答弁に対する対応と、その効果はどうであったか、概略前段で申し上げましたが、いかがお考えか、お聞かせをいただきたいのでございます。答弁のほうをよろしく願いを申し上げます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

では、失礼をいたします。

中瀬台団地と西之森の境・中瀬2号水路を浚渫せよとのテーマでご質問いただきました。この件に関しましては、19年6月議会で伊藤議員より一般質問をいただいております。

この対策につきましては、私ども水道管理者の産業建設部とそれから環境対策である民生部と連携をとり対策をいたしております。それで、一般質問後の対応につきましては、まず下水道課で浮遊する油とスカムを撤去をいたしました。ただその効果はご質問にありましたように余りいい状況でございませんでした。また問題の水路、これは上流から工場等や家庭排水、これが流されており、関係施設の排水も調査をいたしました。ただ調査結果といたしましては関係法令には抵触せず、排水される水、これについては特に支障はないということが判明しております。

町といたしましても、環境面におきまして何とか指導ができないかということで、愛知県とも協議をいたしておりますが、今のところ規制する法律がございません。その方法が見当たらないのが現状でございます。その後も引き続き原因を調査しておりますが、問題の水路は確かに海拔ゼロメートル以下地帯でもあり、非常に水の流れが悪く水量が少なく、常に水がよどんだ状況にあります。家庭雑排水や工場の排水、これが時間とともに腐敗し悪臭を放つものというふうに認識しております。

現在、水路管理者で実施できる方法といたしましては、試行錯誤しておりますが、例えばヘドロを回収する方法、それから用水に水を流して流れを維持する方法、並びに水路にふたをする、こういう方法などが考えられております。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

いろいろと問題点は難しいことがたくさんあるとは思いますが、やっぱり根本的に解決するのは農業用水のパイプライン、これは2つ目の質問になってきますけれども、この水を放流をしたり、その排水路の水と農業用水をまぜ合わせて緩和をして放流をする、そんな方法がどうかというようなことも思うわけでありまして、以前にもいろいろと努力をなさったと、16年ごろからいろいろな形で努力をなさったということは聞いておりますけれども、その後なかなか改善がされない。そして企業努力もいろいろされているようには思いますが、その辺どんな企業努力をなさっておるのか、企業に対してどのような指導を具体的にしてみえるのかということも大切なことだと、そんなふうに思っておりますが、

その辺のことを少しお聞かせいただけますか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

大変心配をおかけしております。なかなか解決策が見当たらないというのが実情であります。議員のご提案は農業用の用水、これを水にまぜ合わせて流れをつくり、そういうよどんだものを排除したらどうかという質問でございます。この水路の上流部でございますけれども、これは稲沢にございます宮田用水土地改良区、この管理用水路として東名阪の高速道路蟹江インター付近、この中央道が交差しておりますが、その下を通りまして西之森本地区、それから中瀬台を経て流末は佐屋川に抜けております。

用水の放流について、宮田用水土地改良区にお聞きをいたしました。宮田用水土地改良区の管轄は大変広うございます。上流は犬山にある木曾川の頭首工、ここから水をとっておりまして、毎年それぞれの流末にある市町、この水利権に基づく取水量が定めてあります。そういうことの中でございますので、流せるタイミング、それから水量については大変厳しい状況だというような回答をいただきました。さらに宮田用水土地改良区におきましては、国営事業として新濃尾二期地区、この事業が始まっております。これは大変大きな事業でございます。ことしから五、六年は特に大規模改修工事、これを予定しておりますので、この工事に取り掛かるために農繁期は6月から9月、ここまでにつきましては農業用の水は通水をいたしますが、これ以外の時期は工事に支障が出るために水門を閉鎖する、そういうことですので、事実上水を通水することは不可能かと思われま。

それと企業への対応につきましては、その後いろいろ要請をしておりますけれども、現在のところは具体的な方策はまだ見つかっておりません。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

この大規模の工事が5年ほどかかるということでもありますけれども、その工事は当然やっていたらと全体のこともありますので、それが済んだらできるだけ早い時期に放流ができるようお願いをしたいと思うわけでもあります。

そして、宮田用水の先の今の私が問題にしておりますところは町の管理ということになっておりますので、そういった点も含めて、企業の努力がまだ具体的でないと、いわゆる今までの私の質問に対する答弁に対しては、それなりに企業には、前回の答弁ですよ、報告書を県に提出したり、それなりの対応をさせる、報告をさせるということもあったと思うわけでもありますけれども、その内容を公表せよとは言いませんが、そのように報告は来ておりますか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

宮田の導水につきましては、できるだけ申し上げておりますが、なかなかその水利権の関係もございまして、水を多く流すことは非常に難しいと判断しております。

それから、企業につきましては、私も環境課長とお邪魔いたしまして、それぞれ現在の状況、写真等をお見せいたしまして、特に原因と思われるのはすべてではありませんが、企業から排出される水についても原因の一部であると考えられる、早急な対処をしてほしいという要請は再三しております。ただ結果としてはまだ具体的な回答をいただいております。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

3つ目の最終的な方法の点についての質問でありますけれども、この中瀬の2号水路の解決としては放流も難しいということでありまして、やっぱり浚渫しかないではないか、一遍に大変な予算がかかるということであれば、やっぱり年次計画を立てて方法を考えられたらどうかというふうに思うわけでありましていかがでございますか、この辺は町長、お願いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、一つの選択肢として議員ご質問の浚渫工事でございます。

確かにいろいろな試行錯誤をしておりますが、浚渫の工事についても一つの選択肢ではあると考えております。

それで、この水路の浚渫をするには水路管理者が3つございまして、上流からいきますと先ほど申しました宮田用水土地改良区、それから中ほどでいきますと私どもの蟹江町の土地改良区、それから中瀬に係ります私ども下水道課が管理します下水部と、この3つの管理者がございまして。さきの議会でもお答えしましたように、ヘドロのたまりぐあい等もございまして、この実施につきましては関係の管理者とも調整をいたします。また財政上の問題もありますので、投資効果が発揮できるような実施時期、これもあわせて検討いたしたいと考えております。

○町長 横江淳一君

お答えをさせていただきます。

伊藤議員には大変この2号水路の件につきましてはご心痛をおかけいたしております。タウンミーティングで、中瀬台地区の皆様方並びに本田地区の皆様方には、るるお話をさせていただいた経緯があるのもご承知おきいただいております。そんな中で、一部の方からは大量の水でもって土砂と一緒に佐屋川へ流したらいいんじゃないかという、そういうご意見もあったのも事実であります。実はもう佐屋川は魚も生息しておりますし漁業権を持ってお見えになります業者の方がございまして。そう軽々に中の土砂と一緒に流すというわけはまいりません。そうなった場合に、やはり一番有効な点は何だろうかということで、先般上面に浮かびます油かす等々を含めた浮遊物をバキュームでもって吸い取らせていただきましたが、結果的には効果が余りなかったということも報告も聞いております。ただ1段階目として一度やらせていただき、その時点で先ほど言いました3つの管理する部

門がございますので、それぞれお話し合いをして徐々にこれは進めていくべきだということは、ある程度の一定の結論はもうつけております。

ただ、いつの段階にそれをさせていただくかについては、今担当部長が申し上げましたとおり、順を追ってこれは施策として考えていかなければならない方策だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

以前からこの辺のことはわかっておる問題だと思うんですね。住んでみないとそのつらさはわからんということでありまして、いつごろどうかということも言えない、担当部長も言えん、町長も言えんと、これはどうかと思うんですよ。計画は来年度中に立てるとか、来年度から第1期工事を始めるとか、この辺のことはやっぱり具体的にちょっとお示しをいただきたい。ちょっと答弁をお願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

先ほど答弁申し上げたのは、いつの時期ということでございますけれども、もちろん早急にとすることは考えております。ただ水路の管理者等もありますし、その辺の時期的なこともありますので、その辺を十分精査した上で来年度に向けて検討していくという意味でございますので、ご理解賜りたいと思ひます。

以上です。

○2番 伊藤俊一君

これは町長ね、今来年度に向けてという、早急にという意味はそういうことだと、こういうことでございますので、ぜひその辺をわかっていただきまして、指導いただきたい、そんなふうに思ひます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問6番 林英子君の1問目「第4期介護保険事業計画策定にあたって」を許可をいたします。

林英子君、質問席へお着きください。

○6番 林 英子君

議長のお許しをいただき、「第4期介護保険事業計画策定にあたって」を質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

政府与党の構造改革路線のもとで2006年4月から全面実施されました改悪介護保険法がスタートし、食費、居住費の全額自己負担などの利用者負担増、自立支援や介護予防を口実にした介護用具の貸しはがし、軽度者の制度からの排除など、介護の取り上げが進みました。

制度改悪によって社会的な援助を必要としている人が介護保険制度の網の目から落ちこぼれていく介護難民が生まれました。また、福祉現場で働く職員の低賃金や労働条件はますます悪化し、介護職員や事業者が将来に展望が持てない状況が今も続き広がっております。

介護保険の事業計画は3年ごとに改定をされ、現在の第3期計画は今年度で終わります。2009年4月から2011年度までの3年間は第4期事業計画の期間として、現在その事業計画が始まっているところだと思えます。

第3期の見通しは、国の側から少子化対策が進むので介護保険の給付費は増大します、このまま給付がふえ続けると破綻します、将来にわたって制度を維持するためには介護予防にしっかり取り組むことが必要ですとキャンペーンを背景に、国は給付の制限、打ち切りを強行しました。

第4期では、介護報酬の引き上げ、介護労働者の待遇改善が焦点といえます。厚労省が全国の市町村に通知した介護報酬3%の引き上げと、この引き上げの半分を税金で補てんする1,200億円の基金創設です。このことによって蟹江町では介護保険料とのかかわりでどのようなことが考えられますか。また介護や障害福祉、医療などを切り捨てる大もとになっている社会保障費抑制政策、毎年2,200億円をやめさせることだと思えますがいかがでしょうか、まずお聞きをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えをいたします。

まず、3%の介護報酬の引き上げと、また社会保障費の抑制についてのご質問でございます。

町の介護保険事業の運営に関しまして、国の示します介護報酬の上昇は、当然これはサービス提供事業者を支払う介護給付費の上昇を意味するものであります。このことにつきましては、介護給付費の大きな財源でございます介護保険料、それから町・国・県、そういったようなものが負担いたします法定負担料の上昇を招くこととなります。

社会保障費の抑制に関する事項でございますけれども、私どもは国会での議論を尽くされ成立する予算や策定される法令等に従って、介護保険制度をはじめとする各種制度の円滑な運営を行う立場であります。この問いかけにはちょっとお答えする立場にはないというふうには考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 林 英子君

第3期の達成状況について伺います。

厚労省が7月2日に公表しました2006年度の介護保険事業報告書によりますと、65歳以上の高齢者、1号保険者ですが、1人当たりの介護給付費が前年度に比べ2.2%減、5,000円減の21万9,000円となり、2000年度の介護保険制度発足後、初めてマイナスに転じたとしてい

ます。このことは施設利用者の食費、居住費の自己負担を強化し、軽度の要介護者へのサービスを大幅に制限したことにあります。これらが介護給付の抑制につながり、負担あって介護なしという深刻な状況をつくり出したことが、この介護保険事業状況報告からも裏づけられました。厚労省の第1号被保険者がふえた一方で、介護認定の率が減ったことが大きいと説明をしております。蟹江町でもそのようなことが見受けられます。

こうした給付抑制は、多くの自治体で介護給付の実績が当初予算を大幅に下回り、多額の決算余剰金を出していることでもおわかりかと思えます。蟹江町における18年度、19年度の介護給付の実績、その状況についてお尋ねをいたします。

18年、19年度と今年度を通した3期計画の全体を見たとき、その達成状況をどのように思っているのか、お尋ねいたします。

在宅や施設のサービス別に推計してどうか、在宅給付の見込みはどうだったのか、計画額に対してどのように推移してきたのか、施設のサービス給付見込み額は計画額に対して何%だったか、きちっと教えてください。

次に、第4期に向けて国における介護報酬の改定の動向はどのような動きになっていますか、現時点での状況をお尋ねいたします。

介護認定者の推移、見込みの量、また介護予防サービスの見込み量はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

まず、全国のデータを上げられてご質問をいただきました。全国のデータでは平成18年度における対17年度前年比に関しまして、1人当たり5,000円、2.2%の減であるというご指摘をいただきました。

蟹江町におきましては、18年度、17年度の対比でございますが、1人当たりいたしますと4,629円、2.8%の増加を見ております。同様に18年、19年度の対比におきましても2,900円余り、1.7%程度の増加となっており、これは順調に推移していると私どもは考えておるところであります。

次に、国の第4期の事業計画の介護報酬等の動向でございますが、先ほどご質問をいただきましたように、介護報酬の3%程度の上昇があるとされております。そのほかに高齢者人口の増加により第1号被保険者、65歳以上の方がご負担いただくわけですが、第1号被保険者の負担割合が20%とされました。財政安定化基金の拠出金の負担割合は0.04%と下がっております。それから所得の基準になります200万円でございますが、これは変更がございません。国のほうとしては200万円のまま所得段階の区分けの基準にしておるところであります。

次に、認定者の推移ですとか見込みから介護予防サービスの見込み量についてでございますが、蟹江町での高齢者人口の伸びにつきましては、第4期となります平成21年度からの3

年間でおおよそ1,300人以上の方が増加するというふうに見込まれております。そのほか、この第4期での海部津島圏域でのサービス事業所の整備計画等や見込みなども参考に策定することとされております。そういったようなものを総合的に勘案しながら、第4期の計画を策定することになるわけであります。

蟹江町では、介護給付費では第4期の最終年度でおおよそ20%程度の伸び、介護予防の給付費では17%程度の伸びがあるのではないかと、粗い試算ではございますが、予測しながら計画を策定していく考えでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

また、実績報告書とも照らし合わせて後ほどお聞きしたいことがありますので、通告に従ってとりあえず順番ですけれども、次のことに移らせていただきます。

所得段階別保険区分についてであります。

現在6段階で介護保険料の徴収を行っておりますが、現行の保険区分を7段階へあるいは8段階へと拡大をし、保険料の基準額を抑え、低所得者の保険料の負担軽減を図るようすべきだと思いますがいかがでしょうか。

もうあと2つほどお聞きしますので、一緒に答弁をお願いいたします。

そして、国は現在の療養病床38万床を2012年3月末までに医療の必要性の高い医療療養病床15万床のみ残して、介護型の療養病床12万を廃止するとしております。私がお聞きしましたら、舟入病院のほうもこの介護予防のほうの療養病床分をやめ、医療一本にするというふうにお聞きをいたしました。そのように介護型の療養病床12万床廃止するとしている中で、特別養護老人ホームの入居待機者はカリヨンで今何人でしょうか、待機者があればその解消など、介護施設の施設整備計画はどのようにお考えでしょうか、まずお伺いをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

保険料の負担区分を6段階より多く設定できないかというご質問でございます。

現在の保険料区分を私どもはおっしゃるとおり6段階に設定をさせていただいております。第4段階が基準保険料、これに乗率1.0という形になっておりまして、それぞれ低所得の方に対しまして第1、第2段階につきましては0.5を乗じ、それから第3段階につきましては0.75を乗じ、基準を上回る第5段階では1.25、第6段階では1.5を乗じた保険料をそれぞれご負担をいただいております。

この負担段階を多く設定いたしますことは、市町村の判断に基づき行うことができるとされておるところであります。

一般的にこの保険料の負担区分を多くすることは、低所得の方の負担をより低く、高所得の方の負担をより多くするよう負担割合、負担の乗率を設定していくのが一般的でございます。基準とされます6段階より多くの段階を設定するとすれば、その基準保険料1.0を乗ず

るわけですが、これが多くの場合、今現在の6段階制よりも高くなるのが大体傾向としてあるわけであります。このため、一番多くの方が所属されますこの第4段階、基準段階ですが、この方の負担割合が高額になる傾向があるということですので、そういった基準の設定によっては、すべての方の保険料負担を増加させるというような考え方もできないわけではございません。こういうようなことですので、双方にとって負担の低い方、高い方、双方にとって余り歓迎すべき事態ではないのかなということも危惧されるわけであります。

したがって、今現在では6段階より多くの段階を設定しての保険料の設定は、この第4期では消極的な考えを持っておることをお伝えいたします。

次に、カリヨン福祉会さんの入所の待機者数のお尋ねでございます。

ことし平成20年4月で愛知県のほうがそれぞれの施設にお尋ねをし、どれぐらいの待機者の方が見えるのかということで集計をされたことがございます。蟹江町の場合は30人という調査がなされました。これはお1人の方があちらの施設こちらの施設と重複して申し込まれたということ抜きにして、単純にお1人についてはお1人というカウントの仕方で30人という数字が出されたものというふうに聞いております。それはさておきまして、カリオンさんのほうに直接お尋ねしたところ、特養については今のところ113人の待機の方がお見えであるということでございます。

なお、ケアハウスにつきましては8人の方、グループホームにつきましては5人という待機の方が見えると、お申し込みをいただいておりますというようにお話を賜っております。

次に、入所の待機者の方の解消ですとか緩和をどのように図っていくのか、施設整備の考えについてでございます。

私どもこの第4期の計画では、町内の住民の皆様が利用できる地域密着型の入所施設等の増加を検討しております。一般的な特養等ですと、蟹江町以外の住民の方も申し込みをされるわけでありますので、そういったようなことをなるべく配意し、蟹江町の皆様にご利用いただけるように地域密着型という類型に基づいた小規模の特養ですとか、グループホームなんかの建設ができないのかなということの検討に入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○6番 林 英子君

区分についてであります。この12月議会で津島のほうは10段階にし、半田のほうでは12段階にし、弥富のほうでは7段階、8段階にするというふうに報告を受けております。実績報告書を見てもわかりますように、4段階の方が蟹江町でも一番多くいらっしゃいます。その方たちの基準額を支払う方の内容を見ますと、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方、そのように書いてあります。その4段階ですら3万6,000円

ということが出ております。この介護保険料というのは1万5,000円以上ある年金者からはすべて有無を言わず引き落とすというものであります。本当に大変なことで、払いたくないという声を私は多く聞いております。

そして、この余りにも保険料が高いために激変緩和の措置が行われましたけれども、それは20年で終了をいたします。4期についても保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるようにすると国は考えを示しておりますので、蟹江町でも保険料段階全体の調整を行い、負担能力に応じた保険料段階を設定することだと思っております。多い人には少しでも辛抱してもらって払っていただく、本当に少ない人は少ないなりに、それが本当に公平に応分に払うということではないかというふうに思います。蟹江町は決してお金がないわけではありません。

そしてもう一つは、蟹江町全体のお金なので、介護保険のを一度見てください、決算報告でもあります。積み立ての崩し金でも、ここに書いてありますが8,104万3,000円、これが今までなぜこんなお金を取っているかという、舟入の医療機関が後から幾ら税金が来るかわからないぞ、取っておく、そのように言ってみえましたが、その介護制度、病床そのものをやめるという点でいえば、こんなに取っておく必要はないのではないかというふうに思いますし、そしてもう一つは、今度も19年度の決算でも示されていますように、蟹江町ではそれと基金を合わせても1億3,537万円あります。それを65歳以上の約7,000人の方で割り、そして3年間という36カ月で割りますと、1人537円の減ができるという計算になりますがいかがでしょうか。

そして、先ほども言いましたように、段階的には蟹江町でもそのように7段階、8段階へと移行すべきだというふうに考えます。他の町村でも考えているし、蟹江町では考えられないということではないというふうに思います。

そしてもう一つは、カリヨンの待機者が30人、これは愛知の聞き取りによって答えたと言いましたけれども、なぜそのことが蟹江町できちとした答えをすることができないのでしょうか、私は不思議に思います。

そしてもう一つは、こういう待機者があるということを踏まえて、保険料や利用料など費用負担の減免や、独自施策の実施拡充について町長のお考えをまずお聞かせください。

けきテレビでも言っていましたように、老人ホームへ入れていたら毎月10万円ずつ要った。でもこの年末を控えてパートで働いていた人が首になり払えなくなった、こういう現状も蟹江にもあるというふうに思います。これからそういう人たちに払っていくことができない、そういう人がふえていくというふうに蟹江町でも思いますが、こういう問題について町長は住民にどのような手だてができるとお考えか、お聞きをいたしておきます。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

事前にいただいたご質問と大分かけ離れておりますので、事前にいただいたものに基づい

てお答えをさせていただきますけれども、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

まず一番大きな問題でございますが、先ほど30人という数字を上げさせていただきました。これは根拠を明示しあげさせていただいたものでありますし、施設に直接お尋ねした人数もお答えさせていただきました。何かわけのわからんことではないかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、保険料ですとか利用料、こういったようなものの多段階化を先ほどお答えしたとおり多く段階を設定するとおおよそ基準となる保険料が高くなるというふうに申し上げました。参考までに海部津島の管内でございますけれども、今現在では9市町の中で蟹江町は上から数えて8番目のところでございます。

新しい保険料、第4期の保険料をざっと見たものが全国の平均が発表されております。その全国の平均を出すために、私どもは取り急ぎまして暫定といいますか、もう本当に非常に粗い段階での保険料を県のほうにお送りしております。そういったようなものを見させていただきますと、その多段階化を考えておる市町村、ごめんなさい、町はございませんでしたね、今回は市村でございますが、いずれも上昇しております、基準となる保険料が。こういったようなことがありますので、先ほども保険料の設定については現在6段階で行ったほうがいいのかというふうに考えておるといふふうにご答弁申し上げました。

それから、保険料と利用料の独自の減免策ということでございますが、ご承知のように保険料につきましては独自の減免策という形で第3期、今現在の計画でございますが、所得段階、第1、第2段階の方につきましては保険料の2分の1の軽減策を講じ実施しておるところでございます。そのほかにも第4段階に属する方で所得が80万円未満の方で一定の条件を満たす方につきましては、軽減策を講じていただきたいということもございまして、これにつきましては1.0ではなく0.85となるような方策も今現在検討を進め、介護保険の事業計画の策定審議会、高齢者の保健福祉計画の策定審議会ですが、そちらのほうにもご提案申し上げるといふところでございます。

こういうようなことで、よりきめ細かな対応ができるというふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、利用料でございますけれども、個人の負担につきましては、原則医療費等と同じ1割となっております。これにつきましては、世帯の合計での1カ月当たり所得の基準に照らし合わせて1万5,000円から3万7,200円までの範囲内で、それを超えた場合は高額介護サービス費等が還付されるという形になっております。

そのほか、食費、居住費につきましても、現在低所得の方につきましては補足給付制度といったようなものがありまして、国の基準までの比較的低廉な利用料、食費、居住費について、それを超えた分については給付するという制度がございますので、これ以外の独自減免

というものにつきましては、今後慎重に考えていかなければいけない問題であると思っております。

いずれにいたしましても、私どもは介護保険制度を円滑にかつ永続的に運営していく責務があると思っております。いつきの貯金を崩しすべて使い果たし、これから先、あとは知りませんというわけにはまいりません。今後何年も続くであろう高齢化社会、ますます増大する高齢者の人口を見据えながら、順次きちんとした対応を3年ごとの計画で立てていく責務があるというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

とりあえず、以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、林議員のご質問に、的確にお答えができるかどうかは別といたしまして、お答えをいたしたいと思ひます。

先ほど来担当がうる申し上げましたとおり、第4次事業計画の中で保険料等の決定に当たっては独自減免をとというような林議員は絶えず、本当に庶民の味方ということで、そういうご提案をいただいております。我々担当者としていたしましても、その第4次の決定をするに至って、策定委員会で先般もざくつとしたつかみの数字をご報告をさせていただきました。それが全国規模で高いか安いかにについては、また見ていただければありがたいと思ひますが、まだまだ実はきちつと決められない部分がございます。他町村が段階的に6段階から7段階、8段階に移行しているという今ご指摘もあったわけでありましてけれども、蟹江町の財政状況、そして介護保険の内容を見て、今後うる考えができるようであれば独自減免の方法も模索をしていかなきゃいけない、そういう事実がなるのは事実でありますけれども、ただ、今現在の国の施策がまだはつきりしておりません。それと、1号被保険者、2号被保険者の負担割合も若干変わってきてまいりますし、介護保険制度ができたからといって、皆さんがでは介護保険にすべてかかればよいという、そういう問題も確かにございますが、我々としては皆様方1号、2号、我々も負担をしているわけでありましてけれども、元気に年をとっていただき、そして介護保険を使わないと言うと語弊がありますが、もしも介護にかかった場合は当然その制度に甘んじるわけでありましてけれども、その一歩手前の施策も同時にこれはスタートしていかなきゃならない、そういう考えの中にごございますので、第4次の決定に当たってはもうしばらくお時間をいただきたいということと、独自の減免制度については、これは考えなければならぬ部分があるかもわかりません。今現在のお答えとしてはそういう状況でありますので、ぜひともご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○6番 林 英子君

私は、齋藤課長に教育問題や土木問題を聞いているわけではありません。福祉の専門家で

あるこの行政に携わって介護をずっと、この福祉行政に携わってきた齋藤課長だからこそ、どのようなことを質問されても堂々と答えるだけの自信を持ってやっていただきたいと思います。私が、例えばこの保険料の問題でも出しましたときに、私にはこういう答弁をするよということを言われておりませんが、私は住民の声を聞いてそして私自身がその人に納得できるように、そして蟹江町に住んでよかったと思われるようにしていきたい、そういう心で一般質問をいたしております。何も私は課長の機嫌を損ねるために言っているわけではありません。きちっと自信を持って福祉の担当者としてやっていただきたいと、答弁していただきたいというふうに思います。

もう一つは、先ほども言いましたように、大幅な基金取り崩しをしなくても済むのではないかということにつきまして、私は第4期介護保険料算定に係る担当者会議資料というものを持っております。これは厚労省がこの8月8日に出した通達であります。その中にこのように書いてあります。介護給付費準備基金の取り崩しについてであります。

「第3期の保険料設定に際しても連絡しているとおり、介護保険給付費準備基金については、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えております。そして、保険者においては第4期介護保険事業策定に当たっても、その適正な水準について検討し、当該水準を超える額の取り崩しについて十分検討されたい。しかも、介護保険制度は計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としており、保険料が不足する場合には財政安定基金から貸し付け等を受けることができること、また被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること等から、介護給付費準備基金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものとする。」そのように厚労省から通達が来ておりますので、先ほどのような計算をしますと、蟹江町では保険料が下がるという見通しであるというふうに勉強をしてきましたけれども、先ほど課長のほうではまだきちっとした策定をしていないので、これからやるというふうに聞いておりますけれども、そういう通達を受けてきちっと蟹江町で安定した保険料、そして利用料や保険料の減額、そして施設の準備などを考えていただきたいということを言っておきたいと思います。

それから、質問の最後ですけれども、介護認定者の障害者控除の認定についてであります。

何度もこの質問をさせていただきましたが、遅々として進んでいません。なぜでしょうか。認定書、申請書の個別送付をしている市町村では認定書の発行が多く、住民が助かるという報告を受けております。このことについては、法律でできることになっているのと違いますか。他の市町村でできることがなぜ蟹江町ではできないのでしょうか。住民の利益を守ることが行政の仕事だと思いますがいかがでしょうか。

個人情報立場から知り得るのは職員の皆さんだけです。私たちがそれを知り得て、皆さ

ん、こういうのを受けたらどうですかと言って回るわけにはいきません。年金しか収入のない人から介護保険料や医療保険料など、有無を言わず引き落としになっています。せめて障害者の控除認定は心を込めて個別に送付することを早く行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

発行数で蟹江はわずか18です。津島は890、個別的に送っているのが1,567、稲沢では918が発行されております。全部その方には送ったという問題です。蟹江町で18、飛島で26、このようになっております。19年度から20年度では要介護者が84人もふえています。この方たちには適用ができないのでしょうか。

ちなみに東京の日の出町では、75歳以上の町民には医療費が無料です。75歳以上の町民は1,830人お見えになりますが全員無料というふうにされています。蟹江町の行政、住民の考えを持てば当然この介護認定を出すべきだと思います。お金が滞納になっています、来ていませんというときにはどんどん送られてきますけれども、なぜこういう方たちにはそういう申請書なり、個別に認定書をきちっと送ることができないのでしょうか、私は不思議に思います。他の町村並みにやっていただきたいと思いますが、この障害者控除の認定についていかがお考えか、お聞かせください。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

先ほども少し申し上げましたが、介護保険料につきましては国の平均保険料が発表され、1カ月平均4,270円とされております。蟹江町では本当に非常にごく粗い、先ほど申し上げましたように大慌てでという形で出させてもらった金額が3,635円でございます。この保険料は今言いましたように、非常に粗い試算でございまして、今後十分変更はされます。いろいろな状況がまだまだきちんと決まっていない状況で、取り急ぎ報告したものでございますので、そこらにつきましてはご承知をいただきたいと思っております。

基金でございますけれども、保険料の軽減等ということで500数十円低減できるのではないかとご指摘をいただきました。毎回この問題につきましてはお答えしておりますとおおり、先ほどでも第1・第2段階での負担の半額を軽減するというので、この基金を取り崩させていただいております。また先ほど少し触れましたが、保険料の基準の段階、第4段階の負担の方で一定の条件を満たす方につきましては0.85を乗じてということで、15%程度の軽減をこの基金を利用して行うよう策定審議会のほうにご提言申し上げいろいろ検討を進めておるところでございます。これも先ほどご答弁させていただきました。

こういった金額がおおよそ毎年1,500万円から1,600万円かかるわけでありまして、ですから、基金が十分あればよろしいんですが、先ほど議員がご指摘いただいたように、市町村の判断で必要最低限の預金を持ち、それ以外については保険料の低減なんかに使っていいよという判断ができるというふうにご紹介いただきました。私どもはそれに基づいて、こういうようなことを進めておるところであります。

また、払えない場合、こういった場合は財政安定化基金からの借り入れをできるというふうにご指摘いただいております。これは当初から十分承知しておるところでございます。またあるところでは、この3年の期間中で保険料の値上げのため条例改正を行ったという市町も聞いておるところであります。

そういった保険料の値上げを途中でしたり、あるいは一時的に県の財政安定化基金から、これは借り入れをするわけでございます。借り入れれば返しをしなきゃいけません、当然でございます。お借りしたものは利息をつけてきちんと返す、これが定められたルールであります。そのためには、次の3年間、新しい3年間の計画の中にその借り入れた分、利息の分を組み入れて保険料を設定する必要があるとございます。そういった場合になおさらまた保険料の高騰を招くわけでございますので、そういうような事態が蟹江町で生じないように、私どもは先ほど申し上げたように永続性、そういうようなものをきちんと精査しながら、それぞれの保険料の算定を行い、今現在幸いにこの3期の間、借り入れることもなく順調に進んできたというふうにお答えを申し上げました。

こういうようなことがございますので、例えば基金があっても万一あれば5,000万円、6,000万円、やもすれば1億円程度のお金が急に必要になることも中にはあるかと思えます。これは私どもの状況の把握不足から生じることもあるでしょうし、また何かの都合で急激に保険料を介護給付費を請求される事業者の方があってもかもしれません。しかしながら、最低1カ月程度分ぐらいのものは保持しながら、順調に進めていくのが私どもに課せられた使命であるというふうに従来からご答弁申し上げてきたところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

最後に、障害者控除の認定書の関係でございます。

大変おくれればせながら申しわけございません。本年11月から介護認定の結果通知をお送りする際、こういったことができますよというお知らせを同封し申請をしていただくような啓発を始めたところでございます。大分遅くなりまして、議員からは非常におしかりをいただきました。申しわけございませんでした。

また同様に、こういったお知らせにつきましては、従来どおり広報「かにえ」にも掲載をし、納税の申告に間に合うよう今現在も原稿を提出し、広報「かにえ」に掲載いただくよう準備しております。啓発も今後とも十分行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

それでは、以上で林英子君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目「総合福祉センターの充実を」を許可をいたします。

○6番 林 英子君

日本共産党 林英子でございます。

2問目のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

「総合福祉センターの充実を」であります。

地域包括支援センターの役割を町民の見えるところに置き、地域における高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として発展させていくことだと思っております。包括支援センターが創設された理由の一つには、地域における高齢者の生活を支える体制の再構築だと言われていると思います。地域における介護、福祉、医療などの連携の重要性、その連携をとるためにも市町村の役割が重要だと思っております。介護保険の給付費を削減するための拠点であってはなりません。地域の高齢者の様子を把握して活動するという本来の目的に照らして考えると、担当圏域は大きくても中学校ぐらいにすべきだと思います。センターの業務を地域の住民から相談を受け付け集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口をふやすことについていかがか、お考えをお聞かせください。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

地域包括支援センターについてのお尋ねでございます。

従来から私も蟹江町では、地域包括支援センターのほかに社会福祉協議会、それから私どもの高齢介護課、また住民課、保健センターなど、職員の連携を持ってそれぞれ柔軟に対応を行ってきたところであります。地域包括支援センターは、その市町村の実情に応じたいわゆる生活圏域を設定し、第1号被保険者数、業務量、財源、人材の確保などの状況等を総合的に勘案して、効果的、効率的に事業運営ができるよう留意し設定することとされております。

町といたしましては、現在第1号被保険者数が7,000人を超え、こういったような状況がありますので、第4期、次期の介護保険の事業計画で1カ所の増設について策定審議会にご提案を申し上げておるところでございます。

なお、地域包括支援センターはおおよそ3,000人から6,000人に対して1カ所ということが当初設立するときに明示されており、その3,000人を超えた場合については3職種をそれぞれ1人ずつ置くようにという指導もなされておりますので、そういったようなところを勘案をしながら、今現在は1カ所、次期はもう1カ所の増の検討に入っておるところでございます。よろしくお願いたします。

○6番 林 英子君

なぜ私がこの一般質問をするかといいますと、現在カリヨンさんに1,400万円出してお願いしているということはお存じだと思いますけれども、そのカリヨンさん自身も蟹江全体の3万7,000人近くの人口の方の中での要支援1、要支援2、そういう方たちの介護予防のプランを作成するということが本当に大変だという声を聞いておりますので、しかも、要支援1、49人、要支援2、163人、19年度より20年3月末で56人もふえています。こういう方た

ちをその方たちで見ていくのは本当に大変だ、そういうふう聞いておりますので、包括支援センターにつなぐ窓口、これをふやすことがどうかということで、今1カ所つくっていろいろとしているという話を聞き、よかったなというふうに思いますが、弥富市では3カ所、海南病院と福祉センターと十四山にあると言っています。津島市も3カ所、余り人口が違わないところでそのようなことが起きていますので、地域包括支援センターがうまく回るようにすべきだというふうに思います。

次に、市町村は包括支援センターが直営であるか委託であるかを問わず、必ずセンターの運営協議会を設置しなければならないとありますが、蟹江町では設置され運営されているかどうか、お尋ねいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

設置されております。

○6番 林 英子君

ではそれは人数は何人ですか。何人で運営され、協議会をつくって今進めておられるのでしょうか。それはどういう人たちが今その運営、議会の会員で設置され運営されているのでしょうか、お聞きいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

人数は10名でございます。まず議会の代表ということで議長さんに就任いただいております。それから医師、歯科医師、薬剤師、それぞれお1人ずつ入っていただいております。それから社会福祉協議会からの代表の方、それからカリヨン福祉会の代表の方、医療法人宝会セーヌ蟹江さんの代表の方、1号被保険者、2号被保険者、それから民生委員協議会の代表の方、以上10名でございます。

○6番 林 英子君

そういう方たちですけれども、その中に本当に現在預かっていてそういうお金の費用負担の問題や、本当に大変な問題とか介護をやっていらっしゃる方、そこへ入れていらっしゃる方、そういう方たちと幅広くそういう話が聞ける場所が本当はいいのではないかなというふうに思います。私は蟹江町のそういう条例などを見てもみましたが、国保の運営協議会はあることは知っていましたが、見つからなかったのでお聞きいたしました。

ではそれは月に何遍とか、どのぐらいの割合でやっていらっしゃるんですか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

年1回でございます。

○6番 林 英子君

年1回で本当に包括支援センターの協議会として機能を果たしているとお思いでしょうか。私はこれからももっともっと住民の人を多く取り入れる、そういう地域の介護のあり方などを考える会に発展していけばいいなというふうに思いますので、もっと年に一遍と言わず、

ふやしていただきたいなというふうに要望をいたしておきます。

それから次に、この本題であります総合福祉センターの充実ということで、福祉センターの跡地を利用して町の福祉の拠点にしてはいかがでしょうかというふうなことをお聞きしたいと思います。

先日、私は福祉センターの部屋をずっと見させていただきました。今までアサヒサンクリーンさんたちが使っていましたあの入浴機材などまだ置いてあり、もうさびついで何ともならないような機械がまだ置いてあります。私はああいうたくさんの部屋の中の一つでも使って、大きな場所ではなくてもいいので、気楽に入りやすいところにしたらどうかというふうに思います。そして、どのような相談もできる、そういうことが大事じゃないかなというふうに思います。

カリヨン福祉会に包括支援センターがあっても、あそこへ行く道はバスも走りませんし、大変だというふうに思います。しかも普通の方が相談に行くのでしょうか、虐待問題やそういう困難な場合にカリヨンに包括支援センターがあるということを町民の方が何人知っていて、そこへ相談に行くことができるのでしょうか。幸い、今の福祉センターの場所はお散歩バスの一番利用しやすく多くとまる場所でもあります。そういうところにこそ私はそういう相談のできる福祉の拠点とすべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

カリヨン福祉会さんのところにある包括支援センターが、まだまだ住民の皆様方に認知されていないというご指摘をいただきました。

私どもは毎回やっておりますので、そんな感覚は余りないんですが、先日いろいろな職種の方が集まる研修に出させていただきました。やはりそこでは社会福祉協議会ですとかいろいろな団体が見えて、やはりこの包括というものの位置づけ、それから場所、そういったようなものがなかなか住民の皆さんに浸透していないんじゃないかなというお声を、その施設運営の方たちからも直接聞いております。そういったようなことも新たにわかってまいりましたので、私どもは一生懸命宣伝をしておるんですけれども、たまたま月に1回程度ですか、新千秋のほうでいろいろな事業を行っております。そのところでも包括支援センターという名前は出してはおるんですが、なかなか認知されていないのかなという気がしないでもございません。ですから、これからも十分広報、啓発に努めていく必要があるんだというふうに考えておるところであります。

また、その研修に出させていただいて一つの大きなヒントをいただいてまいりましたので、またそれが日の目を見ることがあれば、また皆様方に多少は喜んでいただけることになるかなというふうに考えております。

最初に申されました福祉センターの跡地というのは、ちょっと言い方がよろしくないのではないかなと、今現在もまだきちんとあるわけでございまして、跡地ではないものですから、

ちょっと表現をかえていただくと非常にありがたいなと思っております。

この福祉センターでは今現在でも長寿会の皆様が毎日ご利用されておりますし、一般高齢者の方も午後2時ごろからは温泉入浴などを楽しんでいただいております。そのほかにも、高齢者の方の会食会ですとか高齢者の方のいろいろな会議なども開催されておるところであります。従来どおり使っていていただきたいというふうに思っております。

それから、気軽に入るということを言われましたが、非常に気軽に入っただけのところではないかなと思っておりますし、1回のロビーにはまたいろいろな方が三々五々集まらているいろいろなお話もされておる風景も見ておるところであります。ですから、入りにくい施設ではないというふうに私どもは自負しておるわけですけれども、議員のご指摘があった以上、もう一度よく考えながら、もっともっと気楽に入っただけの施設にするのも一つの手かなということは考えておるところであります。

また、社会福祉協議会の事務所もありまして、福祉の拠点ということで、そういったような包括支援センターに課せられた使命がきちんと果たせるようなつなぎの相談所みたいなものも、十分職員教育によりまして今後やっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○6番 林 英子君

福祉センターの跡地と言ったことはごめんなさい。私もこの間ずっと見させていただいて、空き部屋がたくさんあるということは見えました。そして、老人会の方たちというのは2階なんかの畳の部屋の部屋を使って歌を歌ったり月に一度行って集まるとか、それから下にはお風呂が男女ありまして、そういうことは知っておりますけれども、そのほかにも今まで使っていた部屋があいておりますので、この前お聞きしましたら普通のボランティアの方たちの一つぐらい部屋が欲しいけれども、あとはいいわねということでしたり、そういうせっかくいい場所があります。

この間、全員協議会でも話が出ておりましたことは承知しておりますが、せっかくあいている部屋がありますし、本当に場所としてはいいところだな、そして皆さんがだんだんと2時から4時までのお風呂も含めて入りやすい場所になっているというふうにも思いますので、カリヨンの方が本当に今えらいはという話を聞くたびに、蟹江町でもそういう拠点をもっとつくればいいなというふうに考えて質問をさせていただいているところです。

そして最後になりますが、介護予防事業や新予防給付のケアプランの作成などの介護予防マネジメント、そして介護保険のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談、支援活動、高齢者に対する虐待の防止、初期発見などの権利の擁護事業、支援困難ケースへの対応など、地域のケアマネジャーへの支援をすることという4つの事業を一体的に実施する中核拠点として設置し、住民の心の安心の場所と思っておりますので、その福祉センターの空き部屋

を大いに利用すべきだというふうに思いますが、もう一度齋藤課長のお考えをお聞きします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

議員が今言われましたこの4つの大きな事業は、いずれも地域包括支援センターの事業でございます。先ほどお答えしたとおり、この場所に今設置するかどうかも含めまして、今増設についての課題ということで審議会のほうに諮っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長 奥田信宏君

以上で、林英子君の質問を終わります。

質問7番 伊藤正昇君の1問目「町税及び国民健康保険税の収納率アップに努力せよ」を許可をいたします。

伊藤正昇君、質問席へお着きをください。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い「町税及び国民健康保険税の収納率アップに努力せよ」について質問させていただきます。

本年8月に北京オリンピックが開催された後、日本の経済は下降に入り、サブプライム問題を背景とする金融資本市場の変動と海外の経済の動向等の影響により、平成20年度は試練の年になろうと言われており、横江町長は所信でも述べられておりました。

11月20日現在の経済を見ますと、日本の株価は平成20年1月4日、東証一部株価1万5,516円だったのが、10月28日には6,990円である。いずれも時間内取引の終わり値である。世界に目を向けてみますと、ニューヨークの原油先物単価は1バレル147ドル27セントであったのが、11月20日、1バレル49ドル、おとといの13日には約43ドルと言われ、いわゆる円高ドル安であるが、13日では平成7年8月以来、1ドルが88円ということで円高の世界市場のため、トヨタ自動車では経常利益が1兆円減と報道されていることから、トヨタショックともいわれている。その影響から愛知県の税収も平成20年度は相当厳しいと思われるが、21年度の予算もさらに難題である厳しさが現実になるとと思われる。

そこで、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目ですが、平成19年度の決算報告が広報「かにえ」11月号にわかりやすく掲載されていましたが、未納分は掲載されてありませんでしたので、この分を中心に質問させていただきます。

町の収入の基盤をなすのはやはり税金であります。ところが、この税金の徴収率が非常に悪い。税収が落ちると事業も縮小せざるを得なくなったり、当然住民の福祉向上どころか逆に低下が心配されます。

9月の定例議会の決算審査でも、この件について総務部長は、本町は県下でも非常に低い

位置にある、努力はしたがこのような結果になって申しわけないと陳謝の答弁もありました。また同じ9月定例会の平野代表監査委員の審査意見でも、収納率が極めて悪い、不公平感をなくすためにも危機感を持って対処されたいという厳しい意見がありました。このままの状態では滞納率はふえるばかりであり、また払っている人に対して申しわけないという気持ちです。私も町民の代表として大変心配をしている一人です。

まず1点目ですが、19年度の決算の収入未済額ですが、町税が5億1,843万3,000円、国民健康保険税が5億9,385万4,000円ありましたが、合計で11億円ほどの滞納額がありました。そこで19年度の未収入金額に対して、平成20年10月31日現在でどのくらい努力されたのか、現状を伺いたい。町税、国保税、それぞれお答えください。

2点目ですが、収納に対する職員の意識改革についてであります。

本町の財政確保と町民の公平性を保持するためにも、現年度を担当する税務課と保険医療課、それに過年度を担当する収納課任せではなく、全員が収納率向上に取り組む意識改革をしなければならないと思う。これ以上滞納額をふやさないためにも、今までと同じことをやっていると滞納額がふえるばかりである。ことわざで言うと、鉄は熱いうちに打てということをよく言われますが、やはり現年度である程度食い止める方策が必要ではないか。また組織の見直しも必要になってくると思われるが、来年度に向けてどのような考えか、伺いたい。

次に、東京都東久留米市では、シルバー人材に委託し成績を上げています。市民税、国保税、電話催告業務など催告書の作成など、軽易な庶務作業を行っている。メリットは自治体のコストの負担が少ない、人材確保が容易であること、常時4人体制で催告業務ができること、高齢者の経験と実績を生かせること、職員の負担が軽減され、滞納者の資産調査や差し押さえに専念することができるなどが上げられています。効果は目覚ましく、平成19年度の増加収納額は市税で約10億円、95.6%、国保税では1億2,000万円、約78.6%である。当町でも取り組む価値はあると思われるが考えを伺いたい。

3点目ですが、平成20年11月29日の中日新聞の朝刊によると、一般会計33億円減額ということで、20年度予算でトヨタ低迷による補正予算、世界的な景気低迷によるトヨタ自動車の業務悪化で、本社のある愛知県豊田市の財政に影を落とし、年度途中の減額補正は、記録に残る1975年以降初めてである。当初予算、法人税約443億円を見込んだが、自動車関連の低迷により企業収益の悪化で68億5,500万円の減で373億4,000万円に修正、歳出を切り詰めることで最小限に抑え、補正後の予算は1,681億7,300万円と記載されている。

本町の平成20年度の予算で町税51億6,600万5,000円、国保税9億5,769万2,000円となっているが、平成20年10月31日現在、どのくらい収納されているか伺いたい。

連日、愛知県の平成21年度予算が報道され、約3,000億円の税収不足と言われているが、多くの自治体でも難航している。本町の21年度予算はどのようになるのか、まず伺っていきたい。

以上です。

○税務課長 長尾彰夫君

よろしくお願いいいたします。

3点ほどご質問いただきましたが、2点目につきましては総務部長よりご答弁させていただきます。ご質問の順序により私のほうからご答弁させていただきます。

1点目でございますが、平成19年度の収入未済額に対し、平成20年10月31日現在、どのくらい努力しているか、現状をお伺いしたいというご質問をいただきました。

まず、滞納繰越分につきましてはお答えさせていただきます。

町税につきましては、平成19年度収入未済額に対し平成20年10月31日現在、収入は4,554万8,496円、昨年度の同時期が4,000万3,418円で、約554万5,000円の収入増となっております。収納率は、同じく10月31日現在で昨年が8.87%、本年度は8.85%でございます。0.02%の減となっております。

それから次に、国民健康保険税につきましては、平成19年度収入未済額に対し平成20年10月31日現在で4,400万3,290円、昨年度の同時期が3,252万9,072円で、約1,147万4,000円の収入増となっております。収納率は同じく10月31日現在で、昨年が6.13%で本年度が7.62%でございます。

徴収に当たりましては、年2回の催告書の発送と電話による催告、窓口や電話での納税相談を行い、少しでも多くの滞納者と接触をとり、生活状況などを把握し分割納付をされる場合には納付誓約書を提出していただき、滞納となっている税などの時効停止を行い、税の公平負担の原則を崩すことのないように町税などの納付をお願いしております。

また、国民健康保険税の高額滞納者には、短期保険証を発行して納税を促しています。また、再三の催告にもかかわらず納税の意思がない滞納者に対しては、財産などの調査を行い差し押さえ処分を行っています。

次に3点目でございますが、平成20年10月31日現在、それぞれのどのくらい収納されているのか、また収納率をお伺いしたいというご質問でございます。

最初に、町税の現年度分全体につきましては、平成20年10月31日現在の収入総額でございますが33億7,066万9,000円、昨年度同時期が33億4,897万4,000円ですので、約2,169万5,000円の増となっております。収納率としましては、同じく10月31日現在で、昨年度は67.36%が本年度は66.98%となっております。0.38%の減でございます。

次に、国民健康保険税につきましては、平成20年10月31日現在の収入額は約4億8,772万6,000円で、収納率52.84%です。平成19年の同月におきましては、約8億4,517万8,000円で、収納率66.06%であります。この少し大きな差額につきましては、納期を年6回から12回に変更したことによるもので、前年は全納期、これは1年で6回の納期ですけれども、6回の納期中4期分までの約66%、今年度は1年の納期が12回になりましたので、全納期12期中

7期までの約58%です。10月31日納期分の口座振替が収納に反映されていないこともありまして、前年度と比較することは大変難しいところでございます。そして今年度は医療制度改革によって後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上が後期高齢者に移行したために被保険者が大幅に減少したこともあります。

以上でございます。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私のほうからは大きい質問の2並びに質問3の21年度予算についてということでご答弁をさせていただきます。

まず、質問の収納率アップの努力せよの質問の2でございます。

今までと同じことをやっているのは滞納額がふえていくだけである。納税の基本である現年度である程度食いとめる方策が必要であると思うが、組織の見直しも含めて来年度に向けてどのように考えているのか、こういった質問でございます。これにつきましては、毎年いつもながら議員から、いつもいつもテープレコーダーを回しているような答弁をするなというようにおしかりを受けておるわけでございますけれども、今回につきましては、ある程度来年度に向けてある程度の方策を決めさせていただきました。そういったことを含めてご答弁をさせていただきます。

今までと同じ、現年度分の徴収をしっかりやると、それからまた、新規の滞納者の抑制に努めること、これが第一、これはもう耳にたこができるほど申し上げているわけでございますけれども、残念ながらここ数年現年度分の徴収率が下がってきておるのは、これはもう言うまでもなく事実でございます。そこで、現年度分の滞納の増加原因、これの最大の原因は滞納者のほとんどは現年度分と過年度分について未納があるわけであります。そこで今まで町の方針としまして、過年度分より納税処理をすることになっておるわけでございます。そのため、過年度分のある現年度滞納者は過年度分に納税されるため、現年度分において徴収できないように徴収方針を変えない限り、現年度分の収納率の向上、こういったことはなかなか図れない状況になっているというのが現状であります。

そんな中で、議員ご指摘の新年度からの改善策、これはもう方策も含めてでございますが、まず1点目であります。現在先ほども申し上げましたが、現年度と過年度の滞納のある場合は、過年度より納税処理をしているが、これにつきましては、これを原則現年度より納付する。このときに、やはりこれはある程度納税者の意向、こういったことは当然重視してやらなくては後でトラブルもあったということになりますので、こういったことを十二分配慮しながら、またそれと同時に過年度分については分納や滞納処分、これはもう滞納処分というのはもう言うまでもなく滞納者の財産の差し押さえ、こういったことでございますけれども、こういったことで対応をさせていただくというのが、まず1点であります。

それから2つ目であります。賦課、これは今課税担当であります、これと徴収、これは

現年度と過年度と分けておるわけですが、これを効率的な収納率の向上を図るために、当面できる項目から変える、なかなか一遍にはすべて変えるということはなかなかいろいろな面で支障があるわけございまして、そういったことも含めて、こういったことを実施に伴いまして、その最大のポイントである職員の配置、これが一番やはり大事なことでございまして、幾ら職員の配置を充足しても、いわゆる事務分担をそういったことで区分をしても、その事務量に合った職員が配置されないとなかなかうまく機能しない、これが絵にかいたもちになりますので、そういったことを含めていわゆるその徴収強化をする部署の徴収体制の拡充を図るために、現在新年度予算を作成している中で、現在最終的な詰め段階で調整をしておりますので、また機会を見てご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3つ目であります。思い切った不納欠損処分の実施であります。

ただ安易に不納欠損処分ということではなく、先ほども申し上げましたが、一応現年度分を重点的にやる。当然過年度分が後になるわけでございますけれども、そういったことで、いつまでも取れないものをそのままに滞納処分のままほかっておくのはどうかなと、こんなことで、やはりこういったものも一応滞納処分の解除をしながら、もう取れないものについてはやはり思い切って欠損処分をし、これは当然地方税法の規定によりまして、これは行使ができることになっておりますので、こういったことを法に基づいて実施をしていきたい、今その作業をしているところでございますので、来年3月のまた定例議会の折には議員各位には何とぞご理解賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。

それから、久留米市の問題でありますけれども、これにつきましては、いろいろこれは個人情報等、こういったことがいろいろあるわけございまして、電話催促だとかこういったことはなかなか時間等がかかるわけございまして、費用対効果を考えながら今後導入については検討をさせていただきたい、こんなふうに思っております。

それから、3番目の問題であります。平成21年度予算はどのようなかのご質問でございます。

これは議員の質問の中にもあります町税については、平成20年度当初予算、これが51億6,600万5,000円について、平成21年度当初予算においては、今の一応決算でございますけれども、見込みでございますが、48億6,000万円ということで見込んでございます。おおむね3億円ほど減収する見込みを今一応試算をしておるわけでございます。その内訳につきましては、個人住民税約2億3,000万円、法人住民税約5,000万円及びその他の税で約2,000万円でございます。これは個人、法人住民税については多分にトヨタ自動車関連企業等の減収分が反映されるというように今考えておるわけでございます。しかしながら、これは現時点での見込みでございますので、平成21年度予算はご存じのとおり来年3月には町長選挙を控えておりますし、当初予算につきましては骨格予算を計上する見込みでございます。

そのため、当初には新規事業等は計上せず、おおむね継続的な事業のみを計上し、実質的には6月補正予算後の総額で通常当初予算と考えるわけであります。

なお、いずれにしましても、当初6月に3億円ほどの減額を反映させた予算になるというふうに思っておりますけれども、来年度予算はこれは非常に厳しい予算になるということだけをご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○13番 伊藤正昇君

坂井総務部長には誠に質問と合っていない、取れん人はもう欠損処分する、そんなばかなことをやったら税金を払わん人の不平感がこれに書いてあるでしょう。それはもう努力して努力してとかいろいろな関連で取れんのはやむを得んけれども、もう取れん人は即不納欠損にするなんていうことを考えておったら、21年度予算は組めませんよ。3億や4億の減額では済まんよ。そんなことでだめだよこれじゃ。もう一遍、再答弁。

○総務部長 坂井正善君

先ほど私が一応不納欠損処分をやると、こういったことは、ただ安易にやるというふうに申し上げたわけではございません、これは。やはり古いものは昭和54年、55年、こんな当時のものがいまだかつて残っておるわけです。だからそれを今現在作業を進めておると、これについてですよ、やはりある程度はもうそういったものがあれば、どんどん分母はもう縮まらんわけですよ。縮まらんということはいつもいつも、収入はふえますが収納率が低い、これはもう毎年ですよ。これからもずっと続きますわ。ですから、私はこの際、今作業をする中で思い切った欠損処分を今度の来年3月にさせていただくと、こういうことを申し上げたわけでございます。

以上です。

○13番 伊藤正昇君

私の質問とはなかなかかみ合っていないんですが、次に、さっき総務部長は久留米市のことを上げたんですけれども、これはもうちょっと詳しく言うと、時給800円でカレンダーどおりに仕事をしているということで、そう大した、8人体制で市の負担は約448万円かな、これで先ほど申し上げましたとおりに市税が95.8%、0.3ポイント上がったと、それで国保税が82.9で増加分は市税で10億、国保税で1億2,000万円、こういう事例がありますけれども、まだ最近やったばかりですけれども、ことしは横江町長の発案で壮年式もやられたことですので、いろいろな人材があると思いますので、これはぜひやっていただきたい、要望しておきます。

次に、本税のコンビニ収納の導入についてお聞きします。本町では17年11月から水道料金がコンビニで支払い可能になったということで、近隣の市町村では津島市が軽自動車、国民健康保険税に加え、19年度より市・県民税（普通徴収分）、固定資産税、都市計画税が支払

えるようになった。名古屋市は軽自動車、市・県民税（普通徴収分）、固定資産税、都市計画税、豊橋市は軽自動車税、国民健康保険税、市・県民税（普通徴収分）、固定資産税と、さらに保育料、後期高齢者医療保険、介護保険でコンビニで支払いができる。

平成20年度の行政改革実施項目進行管理調書によると、1回目の調査で、その20ページに記載されておりますが、納税者の利便性として、24時間支払い可能で収納機会がふえる収納率向上を図れるとありますが、水道料を見ても4年間で金融機関以外の構成率は時間内が33.27%、時間外が66.73%とほぼ2倍、時間内に納付できずに滞納している住民も多いと思われる。

そこで、水道特別会計で17年からやられているんですが、まずその辺のところから17年、コンビニで支払いができてからの計画実施段階、それから収納率などをまずお聞きしたいと思います。問題の初期導入には導入費が高額であるということがありますが、どのくらい高額であろうか、早急に導入したほうが納税率アップにつながり、本町の納税者双方のメリットがあると思われるが、考えを伺いたい。

過去、税額の定まっている軽自動車、平成22年度よりコンビニ収納を導入するとありますが、他の本税も含めて21年度導入はできないか、伺いたい。

とりあえず以上です。

○税務課長 長尾彰夫君

ただいまコンビニ収納は導入経費が高額であるが幾らかかるのか、高額であろうと早急に導入したほうが収納率アップにつながり、本町として納税者双方にメリットがあるが、考えを聞きたい。また、平成21年度から導入できないかというご質問でございますが、私どももコンビニ収納につきましては、24時間納税できる機会の拡大を図り納税者の利便性を向上させるとともに、最終的には収納率向上が期待されるなど多くの利点があり、導入につきましては検討してまいりましたが、今までは手数料やシステム変更などの電算経費の問題などがあり早期導入は見送りさせていただいておりました。

本年度11月、先月ですけれども、その電算システムが実は従来はニューライフというシステムをやっておったんですが、11月からウイズライフという新しいシステムに変更されました。その切りかえによりましてコンビニ収納を見据えたシステムに変更されました。電算の初期導入経費としましては、収納代行業者とのシステム変更経費、これにつきましてはまだ未確定でございますが、それを除いた電算必要経費としましては電算会社からの見積もり等、そういうものを足しますと約525万円で導入しやすい経費、環境が整いました。早い時期に導入見込みが可能となりましたが、新システム導入に伴います切りかえ事務とか、私どもの各種確定事務処理の対応などに時間が必要なことと、それからあと、コンビニ収納代行業者の選定などに問題がありまして、平成21年度導入につきましては見送りさせていただいております。

しかしながら、コンビニ収納のメリットも非常にあることより、平成22年度から他の税目に比べて低額で納期も1回という特徴がある軽自動車税について導入予定をしております。他の税目につきましては、軽自動車税の収入状況などを見ながら、その後導入につきましては検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○水道課長 小酒井敏之君

水道といたしましては、コンビニの収納打ち合わせを平成16年12月17日から始めまして、一応翌17年5月から計画を策定し、11月にコンビニ収納事務の稼働をしたわけでございます。当時プログラムの修正業務といたしましては約60万円かけております。それから要するに毎月のバーコードのシステム保守料、これは月に3万7,000円を支払っております。現在コンビニの収納件数ですけれども、水道全体の約8%強が納まっております。

それと、前は集金業務の方が約2,500件、月にありましたけれども、その業務につきまして約1,000件減っております。それは一応コンビニ業務のほうで取り扱っておりますので、その分が一気に下がったわけでございます。一番メリットとしましては、銀行外の先ほど議員さんが言われました約67%、これが銀行の時間外で納まっているということは、大変要するに強い意味を指しているのではないかというふうに思っております。

以上です。

○13番 伊藤正昇君

なかなかやる気があるのかないかわからんけれども、ということで、本税は多少難しいかもしれないけれども、国保なんかはもう12回払いになっていますので、それは短期にやれるんじゃないの、私はそういうふうに考えていますけれども、その辺、担当でわからなかったら町長の決断をひとつ。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきます。

伊藤議員ならずもすべての議員の皆様方に大変収納率のことについてはご心配をいただきました。大変申しわけなく思っております。私も町長に就任して以来、この収納率アップについていろいろ、るる他方面からのいろいろな資料を取り寄せながら検討させていただいて今日に至っております。大変対処がおくれましてまことに申しわけございません。

そんな中で、先ほど来水道課長から答弁をさせていただきましたが、検針員が行って手数料を払ってやる方法がいいのか、それともコンビニがいいのかという話を町長就任以来、すぐ課長と話をした記憶がございます。そのときの課長の話では、非常にこれは効果があるのではないかと、一度やったほうが良いということで、現実も私もリサーチをさせていただきましたが、一般振込みの方がもしもコンビニへ行ったら、その分の手数料が減るのではないかと、余分に払わなければいけないんじゃないかという、細かい指摘までしたという記憶が実はございます。

ただ非常に、そういう意味でコンビニ払いが進みました。実際今現在、例えば損害保険でも生命保険でもコンビニ払いというのが今主流になってきているそうです。そういう意味で昨年度、実はこの収納率アップのためのいろいろな施策の検討をさせていただいたときに、このジップのシステムへ何とかならないかという話の中で、実はニューライフからウイズライフという新しいシステムに11月に入れかえる予定になっておりましたので、そこの中でできるだけ予算をかけずに、これはもう一つの手法であります。それがあからおくれたというわけではありませんが、それも一つの方法として早急に試そうという実は話し合いをしておりました。ただ再三再四ご指摘をいただいております収納率につきましては、今担当部長が申し上げましたとおり、決して不納欠損処分を急ぐものではございません。

昭和50年代から残っております全く居所不明の人間、それから居所不明の状況、回収不能な状況が今どれだけあるのかということ、もう数年前から実はチェックをさせていただいております。それがつい最近になって大変申しわけなかったんですけども、やっと状況がわかるようになりました。これにつきましては、何の申し開きもございません。すべて私の責任であります。今後収納率アップ、そして所得税から住民税に税源移譲をされました。非常に厳しい財源の中で、この収納率が命でございますので、一生懸命これも職員一つになって頑張ってもらいたい、これはきょうこの場で申し上げさせていただきますので、何とぞご理解をいただきたい。大変おくれまして申しわけございません。一生懸命頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で、伊藤正昇君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時20分から再開いたします。

(午後 2時57分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長 奥田信宏君

それでは引き続き、伊藤正昇君の2問目「蟹江町の排水機場の新設及び増設、維持管理について」を許可いたします。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い「蟹江町の排水機場の新設及び増設、維持管理について」を質問させていただきます。

我々新政会では、10月12、13、新潟市の亀田郷土地改良区の行政視察に行っておりましたが、目的は排水機場管理及び農地の地盤沈下対策でありました。大いなる大河信濃川と阿賀野川にはぐくまれた緑豊かな都市近郊の田園地帯に亀田郷土地改良区があります。主な仕事内容は、揚水機場と排水機場建設、用排水路の造成管理、区画整備、農道整備。

亀田郷土地改良区は昭和26年11月1日に設立され、包括面積は1万1,154ヘクタールで本町の約10倍ではないかと思えます。平成20年度の総予算は24億8,500万9,000円、中の職員は正職員が58名で男性が46名、女性が12名で、町村規模であったということで、以上、亀田郷土地改良区の現況です。

さて、本題に入りますが、伊勢湾台風から50年の時が流れようとしている現在、昭和34年当時を振り返ってみると、名四国道、現在の23号線が名古屋から四日市まで完成され、伊勢湾に面した海岸堤防は修復され、昭和40年の豪雨の際には支川の越水もあって、内水面の排水機ポンプを稼働中止しなければならなかった。そこで、こうした事態の対処のために、日光川及び蟹江川排水機場の建設が急がれ、両排水機場は53年に完成し、平成8年には日光川河口排水機場が完成され、地域の排水に大きな役割を果たしている。流域内の排水機場も着々と整備され、平成10年現在では140カ所で、総排水量は毎秒400トンの排水ポンプが設置されている。

平成12年9月、いわゆる9・11東海豪雨には、予想をはるかに超えた災害が起こったことや、今年8月29日の岡崎豪雨は記憶に新しいと思われる。本町はこの50年間、排水機場の新設、増設により最小限に抑えることができたことに対して、先人の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。

そこで、4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、過去10年間に当町関連の排水機工事建設完了分のたん水防除事業で建設された平成14年の完成の蟹江大滞地区蟹江大滞・第3排水機場、総事業費19億3,500万円、平成20年度完成の日光西3期地区善太川排水機場、総事業費12億9,600万円、それぞれの排水量を伺いたい。また現在、善太川の排水機場は幾つ稼働しているか、排水量はどのくらいか、伺いたい。

2点目ですが、緊急農地防災事業で、平成13年に蟹江川に本町今舟入排水機場が総事業費17億8,500万円で完成したが、同じ農水省の事業、また県の補助が絡んでおりますが、なぜ名称が違うのか、この地区の排水面積と総排水量はどのくらいか、伺いたい。

3点目ですが、21年度から27年度までにたん水防除として蟹江川で小切戸排水機場、また蟹宝排水機場、協和排水機場、また日光川には鍋蓋排水機場、善太川には善太排水機場が完成を予定をされている。

緊急農地防災事業としては、日光川の大善排水機場ポンプの整備も含まれておるが、総予算は55億450万円である。本町と余り関連がないと思われるがということは、受益面積が少

ないという意味のことで、地盤沈下対策事業として福田川に福田川排水機場の予算が約175億2,000万円、これは当町の予算をはるかにしのぐ大きな予算でございますので、福田川を私は軽視しておるわけではございません。受益面積が少ないので、こういう書き方をしただけですので、福田川の排水機場は蟹江町にとっても大事なものだということをつけ加えておきます。国と県の補助で約85から90%の事業であるが、事業名が違っても国や愛知県も農業を中心とした補助が行われてきたが、蟹江川の両側は都市化が進み、水田面積も少なくなり、この先5年、10年後は排水機場の新設及び増設、維持管理を農水省関連ではできなくなると思われるが、行政改革で論議し、平成23年度からの第4次総合計画に入れる考えはあるのか、伺いたい。

4点目ですが、排水機場について質問させていただきましたが、関連があるので日光川水閘門についてお聞きをいたします。

日光川右岸に高潮を防止するとともに、日光川の洪水量毎秒845トン进行す目的として、昭和37年に完成しましたが、地盤沈下や老朽化により修復工事が必要とお聞きしておりますが、どのような計画か、伺いたい。

以上、よろしくお願ひします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

それではお願ひいたします。

まず、排水機の新設増設、維持管理について4点の質問をいただきました。

まず1点目の質問でございますが、たん水防除事業で建設された佐屋川最下流端の現在ございます蟹江大濇第3排水機場、それから善太川にございます善太第3排水機場のそれぞれの排出量、排出の水量、その質問でございます。

これにつきましては、蟹江町の大濇第3排水機場はポンプ2基がございませう。それで毎秒9トンの能力がございませう。それからさらに既設のポンプ2台、それからその他の場所でございますが、観音寺の排水機場、ちょっと上流のほうでございますが、ここに2台ございませう。それから新蟹江小学校をずっと南下したところに大濇排水機場ということで1基ございませう。それを合わせますと約24.7トンの日光川へ排出するポンプの機能を持ったポンプがございませう。それから日光川西排水機の善太第3排水機場は2台のポンプ、毎秒10.9トン、これは先回6月に起動式という式典を行いましたのが10.9トンの能力がございませう。それにさらに、日光川西悪水土地改良区が管理しております善太第2排水機場に2基、それから善太新排水機場、隣にございませうが、ここで3基、それからもう1個、ウォーターパークの南のところ、日光川に排出するポンプでございますが、その合計9台で毎秒ですが約50トンの排出ができております。

それから2点目の質問でございます。蟹江川に北より今排水機場、それから本町舟入排水機場、舟入排水機場という形で緊急農地防災事業、この名称といたしましては舟入地区と

いう形で事業はさせていただいております。この事業名がどうして違うのかと、またこの地区に排水面積の排出の数量、これがどれだけということのお聞きでございます。

まず、この地区の受益面積といたしましては、ご存じのとおり市街化区域を含んでおります。それで農地で少なくとも国の採択基準に該当しませんでしたので、県の単独事業という形で排水機、排水路、それからため池などの事業としての農業用施設の改修という形で、緊急農地防災事業という事業として建設させていただきました。

したがって、1点目の質問のとおり、蟹江大滞地区の排水機、それから日光西三期の受益面積が相当大きなところと違っていて、国庫補助採択を受けることはできませんでしたので、たん水防除事業という形で改修させていただいております。

次に、排水機の排水面積ではございますが、排出水量ですが、エリアといたしましては、まず蟹江川と福田川に挟まれた区域、北のほうでいきますとJR、南でいきますと舟入の排水機場のところのエリアでございます。そこにつきましては、流域面積といたしましては約220ヘクタールを持っております。この3機場のポンプ能力といたしましては、事業で建設いたしましたのは5.1トンでございます。しかし、既設のポンプが本町にはございますので、本町舟入第2排水機場、それから本町舟入第3排水機場という形で、毎秒7.98、約8トンの能力を持っております。

それから3点目の質問でございますが、当町においては水田面積が減少により、排水機の新設、増設、維持管理に農水省関係では事業の実施ができなくなると思われるという節で、第4次総合計画に入れる考えはあるかということの問いでございます。

まず、議員が言われますように、本町は名古屋市のベッドタウンという形で都市化が進んでおります。水田面積も減少してきておりますので、この地域特有の自然排水、蟹江町は天井川でございますので自然排水はできておりません。それですので、防災上の観点からも排水機の改修計画がなくてはならない事業でございます。

したがって、特に浸水対策の急務である本町舟入地区につきましては、2問目に答弁させていただきましたとおり、緊急農地防災事業舟入地区といたしまして、愛知県により総事業の85%の補助をいただきながら建設したいと思っております。

本町の財政的な負担がかなりポンプですので大きくなってきますので、県にお願いしまして、第4次総合計画において実現したいと考えております。

それからまた、今後地区内の開発などに伴って流出量の増加、それから耐用年数の経過によって施設の能力低下などが考えられます。このようなことを考えていきますと、総合的にあくまで総合計画に列記していくことは大事なことでと考えております。

それから最後の4点目の質問でございます。日光川の最下流端に日光川排水機場と日光川河口排水機場との2つのポンプの施設とあわせて質問いただきました日光川の水閘門の問題でございます。

まず、水閘門はその有効幅が87メートルで6つの水門と2つの船が通るといふことの水門がございます。それに並べて潮位の影響がなく船舶の航行ができなくなる水閘門、閘門からなっておるといふ形で、昭和37年の建設以来、既に36年が経過しております。

議員のご指摘のように、施設には長年の経過がございまして老朽化が見受けられます。現施設の南側のほうに新たに水閘門を建設したいと考えております。まだ具体的な内容につきましてお示しする状況になっておりません。現在調査設計を進めております。来年度中には準備工という形で何らかの工事に着手していきたいと思っております。平成26年までの完成をめどに動きをとりたいと聞いております。新たに水門ができれば、現在の水門の取り壊しは自然と必要となってきますが、今後具体的な計画が明らかになり次第、また議員のほうにご説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○13番 伊藤正昇君

これは追加でございますが、排水機場建設、維持管理、修復については以前から農水省と県の補助で行われてきたといふことで今答弁いただきましてありがとうございます。

現在国交省の補助で排水機場の建設が愛知県内であるか、また他県でも行われていることがあるか、1点お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

まず、大きな事業といたしまして行っております、先ほど述べさせていただきました大濰地区、それから日光の善太排水機場、それについては大きなエリアでございますので、国庫補助をいただきながら県の事業を進めております。それから国全体で国独自で行っているということになりますと、また別な事業がございまして、蟹江町のエリアとして関連してございますのは国営総合整備事業という形で新濃尾土地改良事業が1件ございます。これにつきましては、岐阜県と愛知県で組織されておまして、全体的には岐阜県では3市2町、愛知県では12市9町という形でございます。受益面積といたしましては1万1,110ヘクタールという形でございます。事業費につきましては、これは大きな金額ではございますが880億円という形で、平成10年から26年までにかけて行ふといふことの事業でございます。

以上でございます。

○13番 伊藤正昇君

国交省でやることはなかなか難しそうですが、これから先ほども述べましたように、当町もだんだん税収が少なくなり、国の予算も厳しくなる、県の予算も厳しくなる、そうすると町がある程度負担をしなきゃ排水機場の管理ができないかと思われまますが、国も県も平成21年度予算は相当厳しいと思われるが、排水機場の新設、増設、管理についての予算の獲得は大変だと思うが、町民の生命、財産を守るためには横江町長の一層のご尽力をお願いし、私の要望として質問を終わります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で、伊藤正昇君の質問を終わります。

質問8番 小原喜一郎君の1問目「保育所の民営化はやめるべきだ」を許可をいたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、まず1問目に「保育所の民営化はやめるべきだ」と題して質問をしたいというふうに思います。

これは代表質問でも一般質問でもかつてやったことですが、この際、南保育園の来年度建設ということもありますので、もう一度念押しのために質問をしておく必要があると思いましたので、質問をさせていただくわけでございます。

本定例議会の全員協議会に提出された平成20年度行政改革実施項目進行管理調書の29ページには、蟹江南保育所が老朽化し手狭なことから、隣接する県有地を買収した。保育所の建設と屋外遊戯場や駐車場等の整備をする。あわせて、ここからですが、民営化を検討するとあります。また、その下段には、学戸学童保育所を指定管理者制度に移行を検討するとあります。議会の中にも、こういう方向を肯定し推進するようなお声もちらほら聞こえますので、この際この質問をさせていただきたいわけであります。

そこで私は、今自公政権が進めている保育園の民営化は何を目的にしているか、民営化がどんな結果をもたらしているかを明らかにして、いたずらな民営化をやめて公的保育制度を守るべきことを主張し、今後の蟹江町における保育所のあり方を伺いたいと思うのであります。

このことを明らかにする上で、社会保障制度の一環としての公的保育所制度の歴史をたどってみる必要があるというふうに思いますので、その歴史について若干述べさせていただきたいと思うのであります。

まず1947年、戦後2年目でありますけれども、児童福祉法が制定されて市町村が保育の実施に責任を持つということを明記いたしました。

1980年代半ばには、保育所運営費の国庫負担率を80%から50%に引き下げました。結果として、自治体負担が増大して保育所建設の速度が全国的に鈍りました。

1998年には、保育所の中の最低基準の弾力化ということが提起されまして、短時間勤務保育士を容認して、それから調理業務を外部委託可能にして、入所定員の弾力化を図りました。これは待機児童ゼロ作戦という名目で進められたのであります。

2001年には、経済財政諮問会議が設置されて、民間議員に経団連の会長等を入れていただくことが、起用することが決められまして財界の要求が入りやすくなりました。

2004年には、保育所設置運営に民間企業の参入を容認する、これも待機児童ゼロ作戦という名目で行われたのでありますが、この年に東京都で認証保育所制度をスタートさせました。これは後でも申し上げますけれども、ベビーホテルやこの東京都がやっている、補助金を出しているわけですが、東京都が。しかし、この認証保育は公的保育所ではございません。認定外保育所と言われています。

それで、このときに保育料設定など直接契約性あるいは設置基準の緩和、企業の参入を認めるようにして、まさに東京都はこれを実施したわけであります。

2003年、日本経団連は子育て環境で具体的施策を提言いたしました。直接契約方式の導入を主張したのであります。

2004年に、公立保育所運営費を一般財源化いたしました。

2007年には、日本経団連の提言として、少子化問題への総合的な対応を求める直接契約、株式会社参入を広げよと求めました。

2008年、行政の社会保障審議会少子化対策特別部会が、新しい保育メカニズムを提起いたしました。

そしてことしのこの12月、この中旬には結論を出したいと会長がこの間述べて新聞にも載せられたわけでありますが、今月中旬までに保育所の市場化拡大を目指して、今までの制度を根本から変えて、利用者と事業者が直接契約を結ぶ方式を導入する方向で結論を出すいたしました。

以上が経過ですが、この経過で目立って印象に残るのが、皆さん今聞いておわかりかというふうに思うんですけれども、最低基準の緩和、直接契約、企業参入という財界の要求ですね。つまり、一連の流れは財界の要求による企業参入への地ならしであり、条件づけだということが疑う余地もなく思われるところではないでしょうか。行われた規制緩和措置というのは、ですから、最低基準というのは児童福祉法第4条にうたわれているんですか、保育所の面積、部屋の面積、それから保育料金は国が定めるだとか、保育士さんが何人お子さんを面倒を見なきゃならんかという最低の基準ですね。戦後は6人でしたが、これが2008年でしたか、これは3人に1人というふうになったんですけれども、そういうふうに基準が、最低の基準が決められて、それ以上の保育を実施すべきだと、そのことによって、その基準を守ることによって健やかに育つ保育環境をつくっていくんだと、こういう最低基準を設けているわけでありますね。これを財界の要求でこの基準をどんどん緩和してまいりました。

そして、企業がそこに参入して利益を得られるような方向をつくり出した。ですから、今度の中旬に結論を出そうとしている中には、例えば株式配当ができるようにするだとか、あるいは園庭がなくてもやれるようにするだとか、保育室も従来1人1.65平米でしたんですけれども、これ以下でもいいというようにする、こういうような方向に道を開いて、そういう中で保育士さんも免許を持っている人が6割おればよいというふうにして利益を生み出すよ

うな方向をつくり出そうとしているわけでありませう。

そこで、ちょっと申し上げておく必要があるというふうに思うんですけども、公的保育所というのはどういうものを指すかということですね。国、自治体の責任で保育を保障する認可保育所を中心に実施される。認可保育所には公立と私立がある。蟹江町でいえばはばたき幼稚園が私立ですけども、認可保育所ですね。認可保育所は児童福祉施設最低基準、施設の面積、乳児室や調理室、保育士の人数を定めたもの、これは最低基準なんですけれども、これを満たして公費で運営されるもの。ベビーホテルや東京都が補助金を出している認証保育所などは認可外保育所であります。認可保育所への入所は保護者が希望する保育所を選んで自治体に申し込む方式であります。自治体が優先度の高い順に入所を決定して、所得に応じて保育料を設定するという、これが公的保育所制度であります。

政府財界がこの特別部会なんです、目指している直接保育所と利用者が契約を結ぶ直接契約入所方式の導入や、最低基準の緩和を要求しているそのねらいは、保育に対する国、自治体の責任をまず外して、保育を営利企業のもうけの場にする、直接契約方式では保護者は直接園に入所を申し込む、保育料も事業者が自由に設定できて、保育内容も保育料次第ですから今度答申しようとしている中には、この保育料についてもクーポン券を、金券を発行している。この金券を払うことによってレベルの高い保育を要求することもできる。つまり保育の内容に格差を設ける、こういうことまで入れようとしているわけなんですよね。

そこで、この流れに先駆けて実施した東京都の例を見てみる必要があるというふうに思います。つまり企業が参入することによって、どんな結果をもたらしたかということになります。

そこで、東京都のまず第一に起きた例を申し上げますと、これは10月に新聞紙上で出されて大きな問題になりました。これは、エムケイグループという企業があるんですけども、この企業がハッピースマイルという保育園、これを29カ園営業いたしました。事業を行っていました。ところが親会社が倒産しました。10月の末なんです、28日ですかね。29カ園一挙に閉鎖する通告を保護者の皆さんにいたしました。保護者の皆さんはこんなときに、しかも翌月の1月分の保育料まで納めてあるという中で、こういう通告がされて大問題になりました。つまり、企業参入がされるとこういう事態も生まれる可能性がある。

蟹江町は1カ園だけだよ、こう言っても企業が幾つかの保育園を経営している企業が入ってきて、仮に蟹江町の南保育園を受けたとする。この保育園と例えば南陽町にも七宝町にも弥富市もその企業がやっていたと、ある日倒産したら一挙にぱっと来るわけですね。あるいはまた、そこで働いている保育士の皆さんが、きょうは蟹江の南保育所、あしたは南陽町、あるいは今月は蟹江の南保育所、来月は弥富市の保育所なんていうふうにされると、これは東京都の例ですけども、あるわけなんです。こういういわゆる保育園の経営がされるようになるということになります。

ですから、私どもはいたずらに民営化がいいかなということも、もう一遍よく首をかきあげて、疑うということもありませんけれども、そういう立場で検討してみる必要があるのではないかというふうに思うんですね。

そこで、では具体的に保育士さんの中ではどんなことが起きているかということでもあります。短時間勤務保育士が多くなって、入れかわり立ちかわりで保育士間の意思疎通が全くとれなくなって、保育者間の交流や打ち合わせが十分できなくなってしまったと。保育士会の会合を開いても半分くらいしか集まらないと、こういう事態が生まれたということですね。子供との触れ合いが希薄になって、極端な例では私は先ほど1日だとかひと月だという単位で言いましたけれども、1日のうちでも昼前はパートの保育士さん、昼からは臨時の保育士さん、こんなふうにしてしょっちゅう保育士さんが交代するようなことまで行われて、子供と保育士さんの意思疎通というか、信頼関係が失われてきたということですね。

あるいは、先ほど言いましたように、何園、幾つかの園をあちこちたらい回しされて、まるきり商売の販売員のような、こんな働き方になってしまって、例えば同じ同僚の保育士さんからいろいろなことを学んだり、自分もいろいろ心配していることを相談に乗ってもらったりというようなことができない状況も生まれておるということですね。

それから、小さな保育園でも保育をやれるようにしておるわけですから、当町の認証保育所はですね、保育園の広さの条件というのは遊ぶ、食べる、寝る、この3つが同時に保障される広さが保障されなければならないというのが公的保育所制度の考え方ですね。ですから、例えば乳児1人3平米だとか、そういうふうには2000年には1人5平米なんていうのもなったんですけれども、それには例えばベッドの面積約1畳だとか、それからお乳を飲んでもらったり食事をしたりするスペース、それから寝るスペース、遊ぶスペース、これを合計して5平米、こういうふうになっているわけでありまして。一定の保育の空間が生まれるわけですね。

それを、公的保育所だとつまり守らせる制度になるわけですが、民間開放になるとこれが守られないように道を開かせた、これは財界がですよ、でないと、そういうふうにしないと利益を生む魅力がないから企業の参入ができないわけですので、そういう方向へ道を開いたわけなんですね。今度は法律的に開こうとしているわけでありましてけれども、そういう状況であります。

これでは、住民の皆さんが求めている保育本来の姿から全くかけ離れた保育になってしまうわけでありまして。それでこれを避けるためには、とりあえず民間委託を避けて従来からの公的保育所制度を守る運動、これが本当に今大事になっているのではないかと私は思うんです。その一環として私も本場で発言をさせていただいておるわけでありまして、全国的にも今大きな運動になりつつあります。

先ほど言いました1997年には、やっぱり利用契約などの変更を目指した法を国会に提出したんですけれども、これも全国的な大運動で阻止したんですね。そういう経過があるわけで

ありますが、今回はまさに正念場として、全国的な保育運動を展開しているという状況なん
であります。

そこで、蟹江町行政改革推進プランの中で一応うたわれておるわけですが、前にも
ご答弁をいただいたわけでありませうけれども、改めてこういう状況下の中で民間委託を考え
ていくのかどうか、承りたいと思うのであります。

○民生部長 石原敏男君

それでは私のほうからお答えさせていただきます。

特に南保育所につきましては本年9月の町議会の際、山田邦夫議員のほうから一般質問を
いただき、その中でお答えさせていただいたとおりであります。そのときには、特に南保
育所につきましては、指導保育士を配置して指導的な役割の保育所として現在運営している
というのが現状であり、引き続き町立保育所として運営をしていきたいという答弁をさせて
いただいております。

また、10月23日に開催されました第2回の臨時議会の全員協議会でご報告させていただ
いたように、南保育所につきましては公営公設でいくというご報告もさせていただいたところ
であり、南保育所については現在のところ公営公設でいくということには変わりはありません。

また、新蟹江北保育所を除く4保育所につきましては、私が言うまでもなく議員も十分ご
承知かと思いますが、昭和45年から49年にかけて設置者や住民の要望により私立から公立に
移管した経緯があるということがございます。こうしたことからいまして、単なる財政上の
問題とか、また他の市町村で民営化を進めているとかいうことだけで民営化に移管するこ
とは、住民の理解が得られないものと思っております。特に住民ニーズにこたえていくには
公立・私立のメリット、デメリットをよく調査して、引き続き検討をしていきたいと思いま
すし、早い時期に一定の結論を出していきたいと考えております。

特に、一部私立のお話も出ましたが、蟹江町といたしましては50年の初めごろだと思っ
たんですけれども、はばたき保育園が私立という形で設立されております。これにつきましては
は、設立者が当時、乳児保育というものがどちらかという各保育所のほうでは幼児を中心
とした保育がただ多くあったために、設立者が特に乳児保育に力を入れたいということで町
のほうに申し出て、町も将来的に必要ということで、小規模ではありますけれども小規模保
育所ということで私立の設置をしたという経緯もございまして、現在蟹江町では公立と私立
ということで、私立は1カ所だけあります。

特に私立に移管ということは、本当に今言いましたように、住民の理解を得るのは大変難
しいかと思っておりますので、早い時期に一定の結論を出していきたいというふうに考えて
おりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

私はあわせて、南保育所のこともあるんですけども、学童保育所ですね、学戸学童保育所、これの指定管理者移行を検討する云々ということも、29ページ下段にうたわれているわけなんですけど、学童保育そのものも同じ方向なんです。多分この今月中旬のうちには答申案が出るんじゃないかというふうに思うんですけども、その中に学童保育の民営化そのものの推進の方向もうたわれるんじゃないかというふうに思うわけですが、あるいはそのほか、今南保育所は当面ということ、当面というかとりあえず町営でということでございますけれども、また推進プランにもそれがうたわれているだけなんですけれども、全体として保育所の政策行政はどのようにお考えなのか、将来の方向に向けて、これは町長に聞いておいたほうがわかりませんが、もしよろしかったら町長に聞かせていただくとありがたいというふうに思うんですけども、お願いします。

○町長 横江淳一君

公設の保育所の件につきましては、今民生部長がお答えをさせていただいたとおりであります。南保育所の件につきましては、先般全員協議会でご提案を差し上げ、また本来ですと今議会に提出をさせていただく予定でありましたが、実はいろいろな諸条件がまだまだそろっておりませんし、一生懸命精査をさせていただき、来年の3月の議会に改めて提出をさせていただく予定にはしておりますが、基本的にはもう公設公営で南保育所はいきたいという考え方を今持っておるのは事実であります。

ただし、集中改革プランの中でお示しをしたというのは、まず議員の皆様にご提案を差し上げ、町民の皆様方もどのようにお考えになるのかということも含めて、改革の中で私はよりよい方法をやっていけばいいのかなと、こういう考えがありますので、そこへ列記をしたからといって、必ずしもそれをやるということではございませんので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、学童保育の問題でありますけど、これは確かに名古屋市はほとんどは私で運営されているのも事実であります。蟹江町に今学童保育で一番大きな施設としては学戸学童保育所、あとは児童館と併設のところは実はあるわけでありまして、この児童館の設営も含めましてちょっと総体的に考えたいことがございます。ただ急激にこれを民営化にアウトソーシングにして、指定管理者制度にするというのが我々の集中改革プランの中では一応検討していきたいという欄には上げてあります。それはランニングコストを下げるという意味ではなく、実際その施設のこれからの問題と、それから今後トワイライト教室が選択肢の中で考えられないかという、いろいろな保護者さんの要望も実はあるわけでありまして、それも含めて総体的に考えていければいいのかなと。今の段階では、学童保育所、それから一部児童館の民営化に向かって検討は一応させていただくつもりはしております。ただし紆余曲折はあると存じておりますし、また皆さんの幅広いご意見をいただければありがたいと思ひますし、今後の児童数の推移も含めまして、これは慎重にやっぴいかなきゃなら

いというふうに思っております。今の段階ではそういう段階でありますので、ご意見は十分賜っておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

あと何分あるんですか。

○議長 奥田信宏君

10分です。

○7番 小原喜一郎君

あそうですか。

余裕ありますので、あと要望だけ申し上げておきたいと思うわけでありましてけれども、今ねらわれているのは民間に委託、すなわち自治体が直接保育に責任を負うことを外す方向なんです。そうしないと外してもらって、企業の側からすれば、保育料も自由に設定できて、保育所も狭かろうが園庭がなかろうがやるようにしてなんていうふうにしてもらわないと利益を生み出すというふうにはなりませんので、そうなるわけなんです。それを目指しているわけですから、蟹江町が保育にかかわることが保育環境をまず守っていく上で、本当に大事だという局面を向かえていると思うんですね。そこが非常に大事なんで、これは学童保育も同じことなんで、ぜひ最低限、蟹江町が保育にしっかりと責任を持っていただく方向をしっかりと据えていただいて進めていっていただきたいなと、そういうふうにするわけでありまして。

ですから、民間委託するなんていうことが仮にあるにしたって、蟹江町がそれにたがをはめることができれば、きちっと蟹江町が基準を出して、その内容でないとやらせないという方向にしていけないと、そんなことをしちゃうと企業が来ないということ、そういう論理が生まれると思います。しかし、住民が望んでいる、保護者の皆さんが望んでいる保育環境は、最低限守らなきゃいかんということがあるといふふうに思いますので、住民のニーズにこたえるという点で、その辺はしっかりと守っていただきたいということを、ぜひ要望として申し上げます。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目「国に「定額給付金は白紙撤回せよ」と求めよ」を許可をいたします。

○7番 小原喜一郎君

それでは続いて、2番目の私の質問は、「国に「定額給付金は白紙撤回せよ」と求めよ」という表題の質問でございます。

アメリカ発の金融危機は世界経済の大混乱を引き起こして、日本経済にも深刻な影響を与えているのはもう多くを語る必要がないというふうにするんですね。今起きていることは、単なるバブルの崩壊ではないわけでありまして。極端な金融自由化と規制緩和を進め、投機マ

ネーを異常に膨脹させ、世界有数の巨大金融機関が先頭に立ってばくちのような投機、マネーゲームに狂奔するカジノ資本主義が破綻したということであると言ってもいいと思います。世界の経済と金融のあり方の根本が今問われていると思います。

同時に、日本の景気悪化をここまで深刻にさせている根本には、単にそれだけではなくて極端な外需、輸出頼みという日本経済が抱えている脆弱性があるというふうに思います。そのために、あれだけアメリカ経済が減速し世界経済が混乱すると、日本の景気悪化が一気に進むと、そういう事態がつくられているというふうに思います。

こうしたもつで、政治はどのような責任を果たすべきか、今鋭く問われているのであります。日本共産党はこの経済危機に際して、次の3つの柱で国民生活を守るために政治がその責任を果たす、このことを求めておるわけであります。最初に、このことを申し上げておく必要があるというふうに思いますので申し上げたいと思います。

1番目は、ばくち経済、カジノ資本主義破綻のツケを国民に回すことは絶対に許さない、こういう立場です。2番目に、外需頼みから内需主導へ、日本経済の根本的な体質改善を図るということであります。3番目に、カジノ資本主義への追随からの根本的転換を図るという。

今景気悪化を理由に大企業、銀行がいわゆる貸し渋りや貸しはがしで倒産に追い込むといった事態が進んでいます。ばくち経済、カジノ資本主義によってつくられた景気悪化のツケを国民に回すことを許さないために、政治はあらゆる手段を使って責任を果たすべきであります。そのためにはまず、大失業の危機から、危険から国民を守るということ、2つ目には、大倒産の危険から中小零細企業を守るということ、この2つですね。これを念頭に日本経済の脆弱性を正していくことを緊急経済の提言なら提言、あるいは麻生さんが提起したこの緊急経済対策には、そのことが根幹に座っていないと、日本の今の現状を正すことはできないと確信をするからであります。

外需頼みから内需主導へ日本経済の抜本的な改善を図るという点では、どんな、なぜかということですね。そのためには、GDPの55%の規模を持つ個人消費の性格をしっかりと見詰めるということですね。今までは小泉政権以来、国民に増税や幾つかの負担増を合計して13兆円も押しつけてきました。これでは消費が冷え込んで、つまりアメリカの金融危機にさらにその上乗せで一気に不況が進むということは明らかであります。

その上、今度の麻生さんの提起した経済対策は、それは2兆円の定額給付金、これが目玉のようではありますが、まだ迷走していますけれども、将来は消費税の増税をやりますよと、このツケがついているわけですよ。わずか1回のお1人1万2,000円、18歳未満と65歳以上は8,000円上乗せして2万円だそうですけれども、1回もらって、ずっと末永く10%も12、3%もの消費税を押しつけられたんではもたんですよ、国民は。そうすると、将来を展望すると、これはやっぱり懐から金を出すわけにはいかん、何とかそれに備えなけ

ればいかんという理念になることは、考え方になることは疑う余地のないところです。景気がよくなるはずがない、消費が旺盛になるはずがないというふうに思いますね。

ですから、この間、これは朝日新聞の記事でしたけれども、世論調査をやった、こんなものやっても効果はない、この定額給付金は効果がないと答えた人が63%にも及んだという状況ですよ。その上で、自民党の中だけでも公明党も含めて、支給の問題をめぐって右往左往して結論がなかなか出ないにもかかわらず、この間、11月28日に、総務省は都道府県の担当者と政令指定都市の担当者を集めてこの説明会を開きました。これは29日の朝日新聞に載っていました。いやほかの新聞にも載っていたと思うんですけども、私はたまたま朝日新聞しか読んでいませんでしたのでなんですけれども、開いた、その中で出されたことは、支給の方法は自治体に丸投げと、それであるほど1,800万円以上の収入の人がある家庭はなんていうことを言わずに、基本的にはそういう差別をつけないとうたったけれども、場合によってはそれをつけてもいいということをやりたいまして、その選択は自治体任せということをやったようですね。だからその席上でけんけんごうごうと自治体の側から、こんなことをやっておったら国は滅ぶよだとか、あるいはこの実務の混乱が生ずるだとか、これは何とか白紙撤回していただけないだろうかとか、いろいろな意見が出たようであります。公然と県知事とか政令市の市長さんがそういうことを言ったりなんかもしている具体的な例も新聞をにぎわせておるわけですね。

そこで、蟹江町もそういう状況の中で、具体的にはそういう作業をやらなきゃいかんわけですから、しかもこの説明会の中で総務省が申し立てることは、できれば今年度内に支給したいと、こういうことを言っているんだそうです。しかし、鳥取市でしたかね、もう一つは四国のちょっと名前が出てこないんですけども、市長さんはとてもそんなものは間に合わない、半年はかかるということをし上げておるようでありますけれども、実際言って、どうなるんだろう、これはと。蟹江町の担当者の皆さんは当然ですけども、町長さんも含めて、さあどうしたもんだらうとお思いになっているんじゃないかと思います。

問題は、では具体的にどのくらいかかるか、どのくらいの作業量があつて、そして臨時雇いやそういう人たちも頼んでこなさなきゃならんということにもなるでしょうし、そうすると、それに費やす費用、時間、どのくらいかかるだろうかと、こういうことを積算をしてみなきゃあかんというふうに思いますね。

何か津島市では10億円くらいかかるということをし棄したそうですけれども、それはちょっと私はうわさを耳にただけですから本当かどうか知りませんが、いずれにしろそれなりに費用がかかると思いますけれども、出されておる8項目の対策費用、その費用の中には自治体はその作業に費やす費用はどれだけかということをやったなかったのはちょっとわかりません。政府はその費用を持つかどうか結論を出して、これはもし説明会などあつて、そういうことがあるいは耳打ちなり内示があつたりなんかしているなら聞かせていただきたい

と思うんですけれども、少なくとも相当な作業量が必要だと思うわけでありまして。

そこで、私は具体的に聞きたいわけでありまして、まず第1点目に、この説明会はまだその裏づけとなる補正予算、第2次補正予算といわれているんですが、国会に提案できずにおります。結局通常国会で提案するということになりましたですね。だから、どんな予算の内容になるかもわかりやしない、そういう状況があるわけでありましてけれども、しかし、その本人たちができれば3月、今年度内に支給したいと言っているわけですから、その範囲の中でこななきやいけないわけですね。それでしかも自治体に丸投げと、こういうことを言っているわけで、これはまだ揺れるんじゃないかなと私は思うわけですが、しかし、実際に実務を行う当局からすれば、これはそれなりの計画立てを考えなきゃならんというふうに思いますので、もし内示なりあるいは既に愛知県の担当者もこの28日には参加しているわけですから、その説明があったかどうか、なくても内示があったかどうか、仮にそれがあんなしにかかわらず蟹江町としてどう考えているのか、後を具体的に伺いたいと思うので、そこであるなしというのは2つ目に入れておきましたので。

3つ目は、説明会では支給方法について郵送で手続の後に口座振込、それから窓口での手続後、口座振込、それから窓口での手続後、現金給付と、3つの例を挙げて、こういう作業が予測されるだろうと。これは住民の皆さんから希望を聞いて振り分けなきゃいかんですね。その前に大事なことは、適格者といえますか、実際にそれを受け取る資格を持っていらっしゃる人がどのくらいおるかということの確認もやらなきゃいけない、確認の作業がありますよね。これはどれくらいの時間と陣容が要るかということがあるわけでありましてよ。これは確認の作業というのは結構時間がかかるというふうに思いますので、ですからどのくらいかかるのかなということをおもうわけでありまして。

4番目には、パートや臨時を募集して進めなくては実際の現在の人員ではこなし切れないでしょうということになるかというふうに思うんですけれども、どのくらいの人員と日数がかかるかなということ、これをどのように想定していらっしゃるか、承りたいわけでありまして。

5番目に、総務省はできれば3月、今年度内に支給したいという方向だが、それに間に合わせるかどうかということですね。

それから6番目でありましてけれども、総費用はどのくらいになるんだろうかということですね。国が負担してくれるかどうか、この保証があるかどうかということですね。

蟹江町は全体として、この目玉としている定額給付という経済対策についてどうお考えになっいらっしゃるか、総論的に承りたいと思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、内示があったかどうかというお話なんですけれども、これは小原議員も指摘されましたように、11月28日開催の内容につきましては、県のほうから配付資料としてまいりました。

たが、これは本当にあくまでもたたき台ということでございまして、今後市町村からの意見を吸い上げて、それをもとに実際の施策に向けて国が考えておるたたき台としたいというような本当に内容でございましたので、具体的な幾ら出すとかというような内示というのは一切出ておりません。

それから2つ目のその作業の内容でございしますが、こちらについても、本当に我々も逆に教えていただけるのであれば教えていただきたいというような願いでありまして、本当にもとをただしますと、地域振興券にかかった費用なり時間なりをもとに算出というか、計算をしてみえるのかなというような節も見えるんですけども、もう全く支給方法が違いますので、我々も何を根拠にどういう積算でしたらいいのかというのは、本当に今悩んでおるところであります。それで、当然に二重の支給の防止とか支給漏れ、それから世帯員の構成把握については、これはもうシステムでできるのであればシステム上でやりますし、そういうようなものをまた構築してやっていかなければならないだろうと思っております。また、台帳のほうのチェック確認、こちらのほうもきちっとやっていかなければいけないのかなというふうには、ちょっと心得ておるところでございしますが、どういうふうになるのかというところにつきましては、ちょっと言及は避けたいと思います。

それから3番目もやはり説明会で示されたとおり、郵送で口座振替、窓口で口座振替、あとは窓口で現金受け取りと、これは順次3つの組み合わせによってやってくださいというような内容でございましたので、当然に窓口受付で現金支給になりますと人員がやはりそれなりの人員を擁しないことには到底今の世の中は危険でございしますので、そうすると、またこちらのほうでの人員の確保とかというところも違ってまいりますので、こちらのほうにつきましても、どのようになるのかなというところも今本当に暗中模索のところでございます。

4つ目に、パートとか募集をされてやるというようなことでございしますが、これは本当に参考までなんですけれども、地域振興券のときでは大体延べの職員で13名で63日かかっております。このときの対象人員というのが大体8,500名程度で、今回はもうこれは全住民を対象としておりますので、外国人の方も含めまして全員が支給になるということになれば、大体3万8,000名、そうしますと大体4.5倍ということで、大体4.5倍の費用というか日数はかかるのかなというような、本当にもう目安です。もうこれ以外に何もものもないものですから、私としてもちょっと答えようがないんで、今後、総務省のほうがある程度こういうような地方からの意見をもとにたたき台からある程度決まったというか、定まったような内容を示していただければ、もう少し具体的な形でお答えできるのではないかなというふうにはちょっと今現在思っております。

それから、総務省の年度内支給と言っておりますが、これもやはり予算の成立時期とか、関係法案の成立時期によりまして、どれだけの日数があるかというところでございますので、ここにつきましても、示されれば我々としては決定がされれば、それに向かって速やかな事

務の処理をしていくというふうにしちちょっと私は今の現状では答えることはできません。

それからあと総額費用につきましても、これも前から言っておりますように、具体的な内容がちょっとわかっておりませんので、総額の費用としてどれだけかかるのかというのは、ちょっと私のほうでは今のところつかんでおりません。

今後、町はどういうふうに考えるんだということなんですけれども、今その件につきましてはちょっと私がとやかく言うという立場ではございませんので、この辺はちょっと違うところの方にご答弁いただければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

町長さん、全員協議会では県の町村会の副会長さんということで、私の頭の中ではその町長の立場も考えて、町長からの答弁も後から予定しているわけでありましてけれども、つまり、全国市長会の会長さんとかね、都道府県知事会の代表だとか、公式にこの論評を述べておるようすけれども、一定の町村会の要職を占めていらっしゃいますから、それに対する一定のお考えを聞かせていただいてもいいんじゃないかというふうに私は思いますので、あえて伺っておきたいというふうに思うんです。

それともう一つ、私はこの表題でもありますように、この全くひどい浪費ですよ。つまりこれにかかわる費用も含めて浪費だと。財務省はこれの経済波及効果を、みずから言っておるんですが、0.1%だと言っておるんですよ。ですから、これは全くひどいんですよ。だから、昼前に中村英子議員が申し述べておったこの突然解雇された皆さんへの対策、こんなものを白紙にやめていただいて、その額をそのまま市町村にもらって、そういう制度がやれるようにしたほうがよっぽど効果があると私は思うんですよ。

(発言する声あり)

そんなように思うんですけれども、どのようにお考え、これは自治体にとっても大変な迷惑になる話で、どういうふうにお考えから聞いておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今担当のほうから先般の11月28日の件についてはお話をさせていただきましたが、大変答弁に苦慮している部分がございます。これは実を言いますと、町村会の中でも実はもう論議伯仲でありまして、市長会が一定の結論が出たというものの、これもきちっとした結論では実はございません。それで全国町村会大会のときが実はございまして、私過去3回行きまして4回目に、こんな罵声が飛び交った町村会はないなと、全国大会はないなというくらいやはり地方の疲弊した状況が、我々自身も含めてひしひしと肌で感じられるような、そんな大会であったと。いいか悪いかは別であります、そんな中で、定額給付金の問題が出たわけでありまして。

それで、正式には所得制限を設けるか設けないかについてのコメントは市長会が出された

というふうに聞いております。県の町村会、今町村会長さんが幸田町の町長さんでありまして、今ご存じのようにきょう午前中、中村議員の質問にもありましたトヨタ関連の会社をすっかり中にある町でありまして、事あるごとにいろいろなお話をするんですが、今おしりに火がついていて、それどころの騒ぎではないようなはね返りしか返ってこない状況の中でも、我々町村会としても一定の結論を出す必要があるのではないかという中で、まずはその所得制限を設けるべきではない、このことについては意見の一致を見たわけではありますが、ただその定額給付金につきましては、先ほど来津島の市長さんの話があったやに聞いております。これは多分10億という話は、これは多分ですよ、多分2兆円のお金がかかるといふことならば、願わくば首長といたしましてはひもつきのお金ではなく、今1,780ぐらいの市町村でありますので、そこに均等に10億円ずつのお金をいただければ1兆7,000億円、1兆8,000億円の経済効果があるのではないかという話は市長会とか町村会であったという事実は、これは実はございます。

しかしながら、我々はそういう給付金がいただければ、それを拒否するわけにはまいりませんし、当然そのような措置をしなきゃいけません、先ほど来担当が申し上げましたとおり、先般の地域振興券のときと比べますと、莫大なる事務量が待っておりまして、まだ数字は出しておりませんが、ざくっと計算しただけでも数千万円多分町でもかかるのではないかなど、こんなことを思っておりますので、私の見解としてきちっとしたものは出せませんが、大変苦慮しているのが現実でありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

これは最後ですから要望をしておきたいと思うんですけれども、これはね、麻生さんが幾ら力を入れても効果が上がらないと私は思いますし、町長も同感じゃないかというふうに思うんですよ。そこでできれば、もう白紙撤回していただいて、先ほどもおっしゃるように10億円もらえばそれは結構な話で、一律にいただいて地域経済を活性化させるお金として使わせていただくと、そういうふうにしたほうが本当によっぽど効果があるんじゃないかと私は思うんですよね。

それで、白紙撤回を町長名で出したほうがいいと思うんですけども、出す自由はあるんですから、そうしていただくとこれはいいというふうに思うんですけれども、ぜひやめる方向で、これはお互いがこれは党派を超えて考えてみてもこれは無駄なお金ですよ。無駄ですから、これはやっぱりやめていただいて、生かす方向で検討をしていただいたほうが。しかし、時間的には早いほうがいいですよ。経済の危機はどんどん進んでいるわけですから、あるいはもうきょうも首切られ、あすも首切られという皆さんがもういっぱいおるわけですから、これをそういう皆さんへの対策に使うだとかね、そういう方向で生かして使ったほう

がよっぽどいいわけでありますから、ぜひそういう方向で要望ですが、ご意見を出していただくようお願いをして、質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日はこれにて延会といたします。

(午後 4時38分)